

第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題

—修学支援と就職支援のあり方の検討—

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター

筑波大学大学院

湯浅 哲也・須藤 吏絵

1. はじめに

例年、日本学生支援機構では、「大学、短期大学、および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」を作成している。これまで、実態調査で明らかになった数値から定量的に修学支援状況を示してきた。しかし、本機構の実態調査では、修学支援と進路・就労・キャリア教育支援に関する意見・要望欄を設けていることから、定性的な記述より修学支援の課題を詳細に把握・理解できる可能性が考えられる。すなわち、自由記述内容を分析することで、各大学等が抱える課題の実態を把握することができると思われる。

そこで、以下の2. 障害学生の修学支援に関する課題と、3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題について、平成27年度及び平成28年度実態調査の自由記述を対象に、テキスト分析ソフトによる分析を試みた。なお、自由記述分析は平成26年度に引き続き、2回目となる。そのため、平成26年度の自由記述分析と対比できるよう、分析の観点や基準は前回の分析に合わせる形で進めた。

2. 障害学生の修学支援に関する課題

(1) 分析の目的

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)は、平成25年6月に可決され、平成28年4月1日に施行された法律であり、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定されている。したがって、平成27年度実態調査の実施時期は、障害者差別解消法の可決から施行までの準備期間の最終年であり、翌年に法施行が控えている段階である。また、平成28年度実態調査の実施時期は、障害者差別解消法施行元年にあたる。法律の制定、施行に合わせて、各大学等には、在籍する障害学生への差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を実施できる体制の構築及び支援に関する方針の策定が求められている。各大学等にとって、障害学生のニーズに対応するための支援体制の構築、整備は喫緊の課題であるといえよう。

しかし、在籍する学生の障害の重症多様化や大学等の環境(学校種、規模(在籍学生数)等)の違い等によって、それぞれの学校が抱える課題や適切な支援体制、支援方法等は大きく異なる

り、障害学生支援のあり方は多岐にわたることが考えられる。障害者差別解消法の施行に伴い、十分な合理的配慮を実施するためにも、各大学等における障害学生の修学支援に関する課題を把握し、様々な条件下での問題点を整理する必要性があると思われる。

本分析では、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における意見・要望欄の「障害学生支援について、課題と感じられていること、お困りになっていることがありましたら、ご記入ください」という設問に対する自由記述テキストを対象とした。この設問に対して、平成 27 年度では全 1,182 校中、561 校より回答が得られた(回答率 47.5%)。内訳は、大学 403 校(国立 61 校、公立 48 校、私立 294 校)、短期大学 124 校(公立 6 校、私立 118 校)、高等専門学校 34 校(国立 32 校、公立 1 校、私立 1 校)であった。一方、平成 28 年度では全 1,171 校中、569 校より回答が得られた(回答率 48.6%)。内訳は、大学 406 校(国立 59 校、公立 45 校、私立 302 校)、短期大学 132 校(公立 8 校、私立 124 校)、高等専門学校 31 校(国立 29 校、公立 2 校)であった(図 126)。

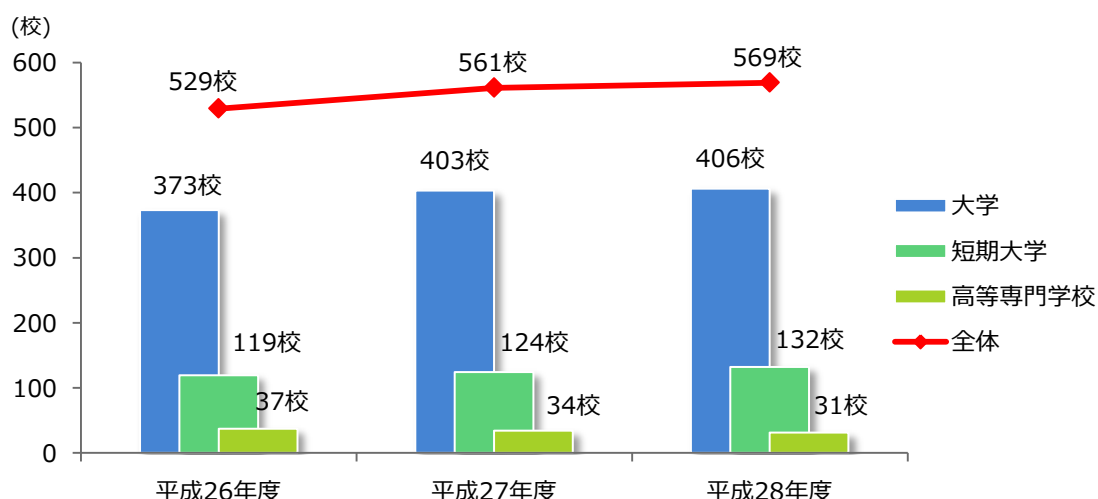


図 126 自由記述回答校数の推移

上記回答校より得られたデータを階層的クラスター分析でグループ化して整理した。さらに、各大学等の体制整備状況に着目して、対応分析を通して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等に有効な支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

実態調査の修学支援に関する自由記述のうち、頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語を 1 つに集約した。コーディングルールやコーディング内容に関しては、基本的に平成 26 年度のもの踏襲した。平成 26 年度分析では、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとし、その基準を満たす頻出語は 36 語であった(表 22)。

表 22 平成 26 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	聴覚障害	本人	保護者
教職員	高校	専門部署	専門知識	支援学生	情報保障
個人情報	申し出	把握	合理的配慮	支援の範囲	根拠資料
提出	バリアフリー化	体制	整備	予算	継続性
全学的	評価	実技・実習	研修	確保	養成
人材	不足	理解	共有	連携	困難

表 23 平成 27 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	身体障害	実技・実習	本人
理解	方針	学外機関	支援学生	教職員	保護者
予算	合理的配慮	情報保障	申し出	人材	確保
全学的	情報共有	設置	バリアフリー化	体制	整備
専門性	連携	困難	把握	養成	不足
障害者差別解消法	専門部署	継続性	負担		

表 24 平成 28 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	身体障害	研修	実技・実習
本人	理解	専門部署	学外機関	支援学生	教職員
保護者	予算	合理的配慮	個人情報	情報共有	申し出
人材	確保	全学的	根拠資料	情報保障	設置
バリアフリー化	体制整備	専門性	連携	困難	把握
障害者差別解消法	支援の範囲	養成	方針	不足	増加

しかし、今回のコーディングでは全体の語のほとんどが 20 回以上であり、抽出する数が多くなってしまったため、語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 30 回以上のものとした。その基準を満たす頻出語は、平成 27 年度は 34 語、平成 28 年度は 36 語であった。自由記述中に頻出する語は、以下の通りである(表 23、24)。

平成 27 年度は、平成 26 年度との変更点として、〈障害者差別解消法〉〈身体障害〉〈学外機関〉〈負担〉〈方針〉が新たに抽出された語である。その中でも、〈障害者差別解消法〉は、調査翌年に施行される法律であり、それに向けた体制整備等が各大学に見られ、自由記述においても頻出回数 30 回を超えていたことから、採用した。一方、平成 26 年度に採用された〈研修〉〈個人情報〉〈支援の範囲〉〈根拠資料〉〈提出〉は、採用基準である 30 回に満たないことから、不採用となった。また、〈専門性〉に関して、平成 26 年度は〈専門知識〉であったが、専門スキル等「専門」に関する単語を広い意味で包括しているため、名称の適切さなどを踏まえて変更に至った。

平成 28 年度は、平成 27 年度との変更点として、〈研修〉〈個人情報〉〈根拠資料〉〈支援の範囲〉〈増加〉が新たに抽出された。そのうち、〈研修〉〈個人情報〉〈根拠資料〉〈支援の範囲〉は平成 26 年度の自由記述分析で抽出されているが、〈増加〉は初めて抽出された語である。一方、平成 27 年度に採用された〈負担〉〈継続性〉は、採用基準に満たないことから、不採用となった。また、〈体制整備〉について、平成 27 年度では〈体制〉〈整備〉と分けていたが、平成 28 年度では分析の関係から統合した。

(3)結果

1)大学等が抱える課題のグループ化による理解

平成 27 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 26 年度より 32 校多い、561 校の回答が得られた。頻出語 34 語を用いて、ユークリッド平方距離を利用した Ward 法で階層的クラスター分析を行なった。出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあったのかを分析し、樹形図を作成した。平成 26 年度の階層クラスター分析の結果も参考として記載した(図 127)。

階層的クラスター分析の結果、平成 27 年度の修学支援課題は、以下の 6 つのグループに分類されることが示された(図 128)。

✚ グループ1【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】

近年、急増している発達・精神障害学生関連

✚ グループ2【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】

障害学生の学業を支える支援学生の課題や快適なキャンパスライフを送るための環境整備等

✚ グループ3【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

大学等全体で取り組むべき統一した支援体制の構築等

✚ グループ4【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】

施行される障害者差別解消法への対応

✚ グループ5【学外機関との連携と情報共有の必要性】

円滑な障害学生支援の実施のための対応

✚ グループ6【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】

様々な授業形態に対応できるための学内の中心的組織、人材の必要性

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 25 に示した。

また、平成 28 年度の修学支援課題の自由記述項目は、平成 27 年度より 8 校多い、569 校の回答が得られた。頻出語 36 語を用いて、階層的クラスター分析を行なった(図 129)。

階層的クラスター分析の結果、平成 28 年度の修学支援課題は、以下の 6 つのグループに分類されることが示された。

✚ グループ1【発達障害学生の対応や把握の困難さ】

例年課題となっている発達障害学生関連

✚ グループ2【障害者差別解消法における合理的配慮の提供と課題】

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法関連

✚ グループ3【精神障害学生の増加に伴う個人情報の把握と共有】

急増している精神障害学生関連と障害学生に関する情報の重要性

✚ **グループ4【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】**

支援学生の確保と養成や実技・実習関連等

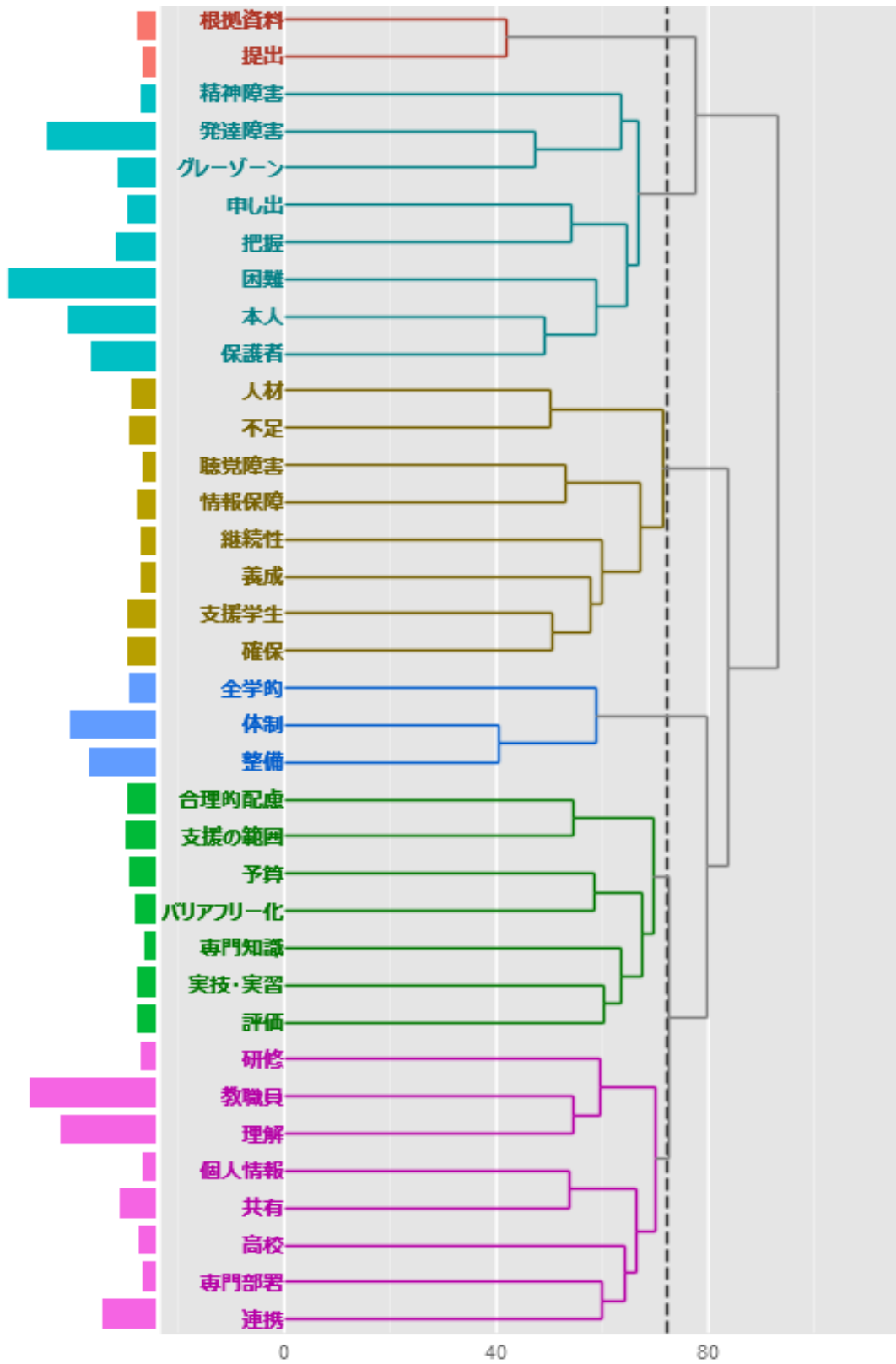
✚ **グループ5【教職員に対する理解の促進と専門部署の必要性】**

学内の教職員の理解の啓発や支援を担う専門部署の設置の必要性

✚ **グループ6【全学的な体制整備と専門性を有する人材や予算の確保】**

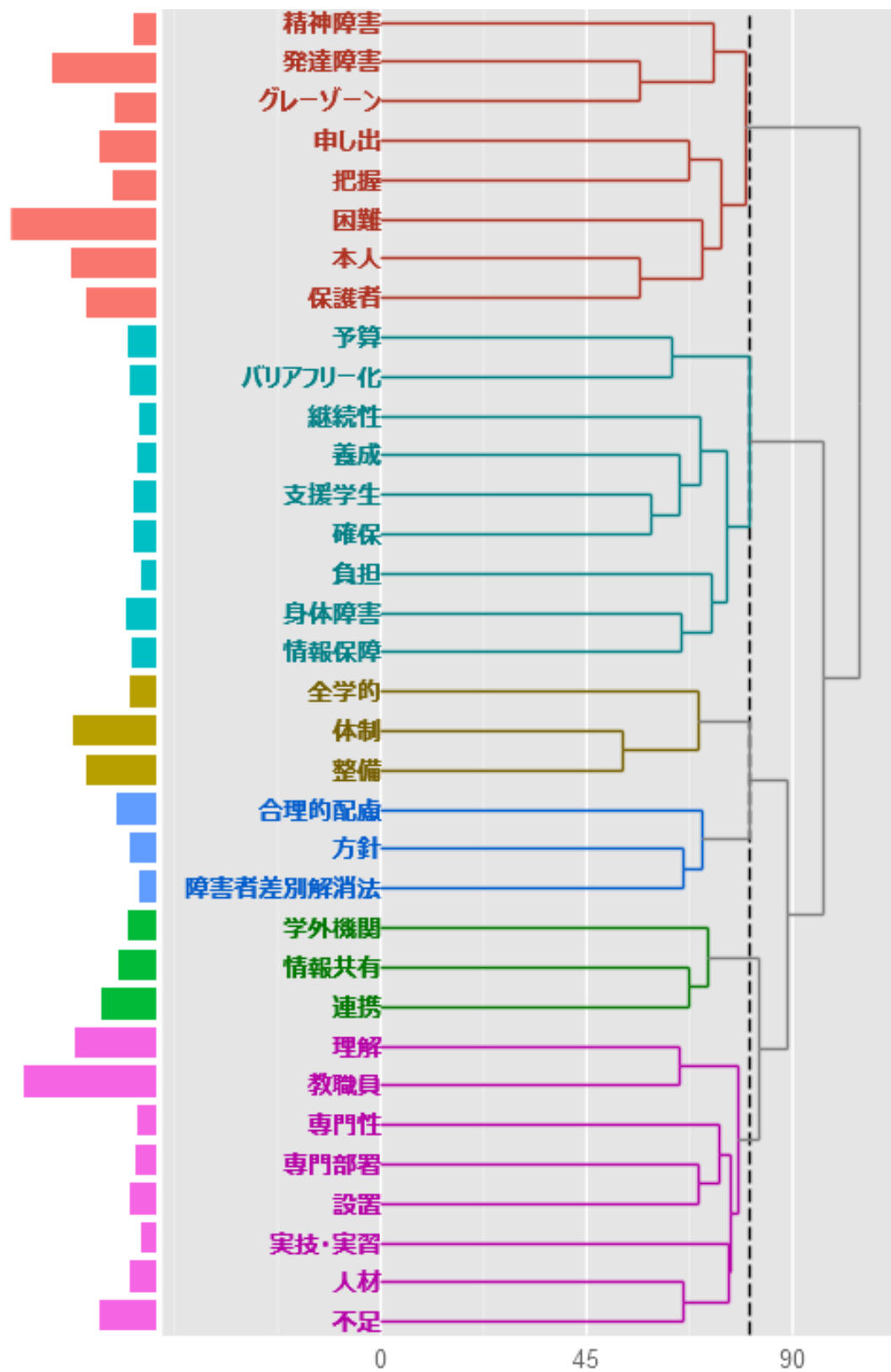
大学等全体の支援体制の構築とそれに伴う人材や予算関連

グループ化された課題に含まれる内容について、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 26 に示した。



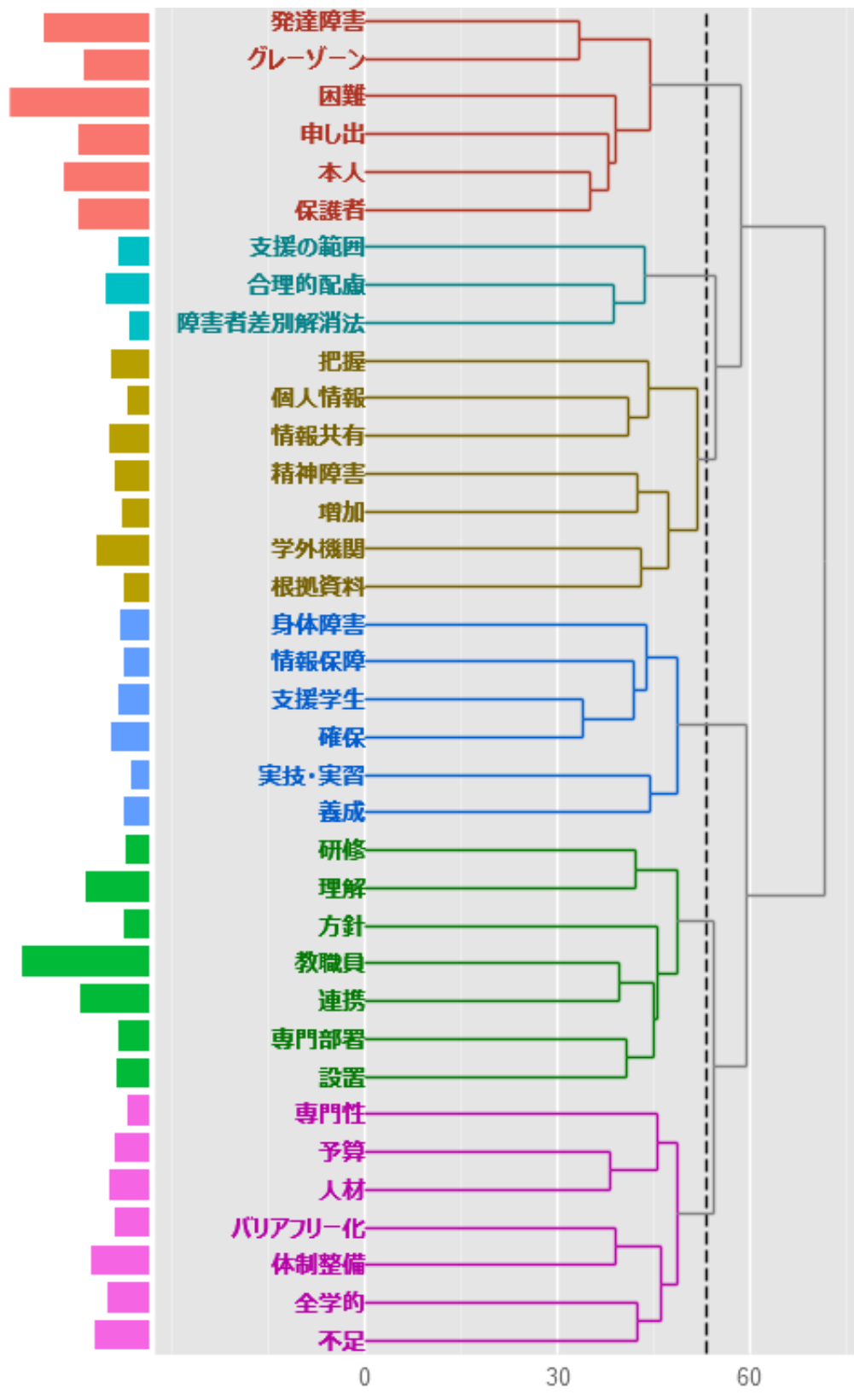
階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 127 平成 26 年度 修学支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 128 平成 27 年度 修学支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 129 平成 28 年度 修学支援課題のグルーピング

表 25 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ 1 【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	障がいを持つ学生を把握するにあたっては、本人または保護者からの申告・相談が前提となるため、必ずしも全てを把握出来るわけではない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害やその傾向のある学生では、本人に困り感がないと専門的な支援につながりにくい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	発達障害について事前に大学が把握している場合は良いが、本人・家族・高校などから申告されない場合、トラブルとして問題が生じる場合が見受けられる。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)
〔配慮が必要な学生への対応〕	近年本学では、身体障害者よりは精神障害を持つ学生の入学が多くなってきました。身体障害のある学生に対しては配慮すべきことが理解しやすく、それに合った対応も出来やすいですが、精神障害を持つ学生に対しては内容が様々であり、個々の学生に対する個別の対応が必要になってきます。現在、支援の必要な学生に対して、保健管理センター、学生支援課、カウンセラーと共同でカンファレンスを持ちながら支援を行っているが、その対応に苦慮しています。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	本学全体として、身体障害よりも、精神障害や発達障害の学生に対する対応の難しさを感じている。まず、入学選抜時に関しては、精神障害・発達障害に関して一律の基準を設定することが非常に難しく、対応に苦慮している。入学後、障害学生の現状・情報把握を行うことになるが、ここでも難しさを感じている。その背景としては、明確に届け出をしない、学生本人の障害を認めたくない保護者、診断されている学生よりも「疑わしい」学生が多い、といったことが挙げられる。その後、情報把握ができたとしても、どの程度まで配慮(対応)するのが適切なのかが分からず、課題となっている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害について、医師の診断書があり、本人と保護者からの支援の相談があれば、可能な範囲で支援を行うことができるが、保護者の理解がない(発達障害ではない)、支援の相談(申し出)はないが、発達障害の疑いがあるなどの場合は非常に対応が困難である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	保護者に対して、初年度に支援が必要な場合は申し出てほしい旨を連絡しているが、教職員から障害の疑いを問い合わせられている対象者が支援の申し出をしていないケースが多い。(短期大学・窓口有・委員会無・専門部署・規程無)

グループ 2 【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害学生支援における支援学生の負担の増大〕	学生ボランティアの負担が障がいをもつ学生と良好な関係をもつ特定の学生に集中してしまうため、特定の学生に過剰な負担を強いることが多い。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	ろう学生支援について、現状では手話通訳と学生によるノートテイク・PCテイクで支援しているが、テイクの確保や講習会なども学生自ら行っており、学生の負担が大きくなっている。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)
〔支援学生の確保や養成及び支援の質の継続性〕	聴覚障害学生の支援としてノートテイクを実施し、学生に協力してもらっているが、支援学生が高年次化することにより多忙となることや、卒業に伴い人手が減ることにより、ノートテイクの確保に苦労している。(国立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
	学生サポーターの養成とモチベーションの維持(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	学生相談室においては、コーディネーターを設置し、教員、各部署、保護者との連携を図り「合理的配慮」の視点で、個々の学生の支援の質の公平性を図って動いているが、大学として責任をもつシステムが必要である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
〔予算等によるバリアフリー化の困難〕	車いすを利用している学生が入学してきて予算の都合で授業を行う講義棟すべてにエレベーターやスロープを付けることが難しいこと。(国立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有)
	学校の立地上高低差が大きく改修のために多大な予算が必要である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	バリアフリー化に関する事業については、優先順位が高くないことにより、バリアフリー法に順じた設計が実施されてこなかったことが課題である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)

表 25 (つづき) 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ3 【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔特定の部署や教職員による支援の限界〕	教職員個人レベルでの配慮・支援には限界があるため、各大学に適した支援体制の構築(指針作りや障害学生担当の専任教職員配置等)が早急に望まれる。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	障害学生(メンタルを含む)への対応は、健康管理センターおよび保健室ではすでに許容範囲を超えており、専門の支援部署が必要であると感じているため、全学の体制を整備していく予定である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	規模が大きい大学においては、様々な障害学生に対する個別の支援を提供できる支援体制や組織的な対応の難しさがあることから、特定の担当部署に負担が偏ってしまう傾向がある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
〔部署ごとに行なわれている支援の統一の必要性や未整備の大学等の体制づくり〕	分散型キャンパスであり、また、障害学生に関する専門部署もないため、統一した障害学生の対応や基準の設定に苦慮している。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	各部署が個別対応しており、連携組織が未整備なため、対応漏れが生じかねない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	支援組織が整備されていない、大学としての支援指針が定まっていない、教職員の障害に対する理解が全般に不足している、等の理由により支援へとスムーズに移行出来ない。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)

グループ4 【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に向けた合理的配慮の提供や体制の整備〕	現状の修学支援を平成28年度から義務化される合理的配慮規定等との整合性を検証して、修学機会の確保と教育の質の維持を図りつつ、大学に過度の負担とならない範囲で個々の学生ニーズに応えられる支援体制の整備が課題となっている。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者差別解消法の施行を受け、大学に「障害を持つ学生への合理的配慮」が求められるようになる中、本学においては特に発達障害等の障害が顕在化していない学生について、全学的・組織的な支援体制を整えられるかどうか課題である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔障害学生支援に関する学内規程や支援マニュアル、対応要領の作成〕	障害者差別解消法に基づく大学の合理的配慮についての方針と対応要領等の作成。(公立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	法令改正に伴い、組織的な体制整備が必要となるが、予算確保や規程整備等について、学内の理解をどのように得ていくかが課題となる。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	障がい学生支援委員会が設置されてはいるが規程は無く、加えて本学として障害学生支援に対する基本方針が曖昧であるためあまり機能していない。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)

グループ5 【学外機関との連携と情報共有の必要性】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔学外機関との連携〕	短大の短い2年間の間に、若者サポートステーションや発達障害者支援センターなどにつなげるように努力しているが、小・中学校や高校など、もっと早めに発見されてサポートを受けていれば、もっとスムーズに社会に出ていくことができる。(短期大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	役割分担(学内の諸部署、学外の機関との連携)に明確な基準がない。(高等専門学校・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
〔高校や家庭等との情報共有の必要性〕	保護者とも連絡を取りながら、当該学生の所属する学科・講座等の教育ユニットの教員間で情報を共有しながらのサポートが必要である。(国立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
	入学後に、発達障害が疑われる学生を抽出するまでに時間が経ちすぎているため高校からの情報の提供があることが望ましい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	出身高校ではどのような支援を受けてきたのか、勉強をする上でつまづきやすい点などの情報の申し送りがなく、具体的な支援にむすびつくまでに時間がかかってしまう。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)

表 25 (つづき) 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ6 【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔専門性のある教職員や専門部署の設置の必要性〕	<p>障害学生支援の専門部署ないため、情報の共有が出来ておらず、連携した支援が出来ていない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>支援体制の構築のための指導や助言を学校も必要としているのが現状であり、学内に障害を有する学生への修学支援について、体系的・専門的な知識を有した人材の配置・育成が望まれる。(高等専門学校・窓口無・専門委員会・他の部署・規程有)</p>
〔実技・実習の支援のあり方〕	<p>実習の時、担当教員の負担が大きく、個別支援が難しい。(公立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>社会福祉実習や教育実習等の外部で行う実習科目では、相手先の理解が得られにくかったり、学内の学生にサポートを担当させられない等の課題がある。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p>
〔教職員の理解の向上〕	<p>教職員の理解の促進、支援に係る基礎知識の習得(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>学生との面談に時間がかかり、トラブル時に対応できる職員が少ないため他の職員へ対応方法や知識についてもう少し改善を図って行ければと思っています。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

表 26 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ 1 【発達障害学生の対応や把握の困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	身体障害のある学生は把握は容易だが、精神障害や発達障害の疑いのある学生については、休学・退学等の申し出があった時や問題行動が発覚したときでないと実態が把握できず、また本人からの申し出がない限り具体的な支援対策をとることができない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	本人や家族からの申し出がないと分からないことが多い。把握は難しいです。(公立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・対応要領有)
	入学時に健康面での支援や、障害のある学生の合理的配慮が提供されることを確保するために「健康調査票」の記入と提出をお願いします。身体面の健康課題については申し出がありますが、精神面や発達に課題を抱えている学生は、入学時に本人または保護者からも申し出ることがほとんどなく、学校生活に入ってから気づくことが多いです。そのため、適切かつタイムリーな対応ができにくいと感じています。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
〔発達障害学生への対応〕	発達障害が疑われる学生の特定について、個々の教職員の認識でしかない。学生本人・保護者にその自覚がない場合のサポート体制の構築も難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	発達障害が疑われる(自覚がない)学生の場合、成績不振や周囲の学生とのコミュニケーション障害ということが多く共通しており、学生生活に困難が生じていても、自ら相談に来ない学生に対しては、アプローチや対応ができていない現状があり、中途退学・休学・留年につながっていると思われます。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)
	主な支援方法が限られている身体障害学生とは違い、発達障害学生への支援はそれぞれ異なるため対応に苦慮している。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)

グループ 2 【障害者差別解消法における合理的配慮の提供と課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に対する合理的配慮の提供〕	障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」について、対象となる学生の障がいの程度やその時々発生する特性において個人差等が大きく対応に苦慮している。対応する教職員は知識・経験が浅いことから、一人一人の学生のその時々状況に応じて手さぐりで支援している。(できるところから支援し、支援及び支援体制づくりを積み上げている状況)(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者に対する合理的配慮の対応は個別対応が基本であるが、配慮を必要とする学生が増えてくると、情報の共有システムや取りまとめの組織等が必要になってくる。(国立高専・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)
〔合理的配慮に伴う支援の範囲の難しさ〕	障がい学生に対する合理的配慮について、過去の事例が少なく、判断基準が明確化されていないため、大学が障がい学生に対してどこまでサポートしてあげるべきかの線引きに苦慮している。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	これまで実施してきた支援が、障害者差別解消法にある合理的配慮にどの程度適合するか、判断が難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	障害者差別解消法が施行されているが、合理的配慮をどこまで行えば学校として対応できていると判断されるのかの線引きが明確でないところにジレンマを感じている。また支援を要する学生への支援を実施するにあたり、周りの学生・保護者への理解(不公平感の是正など)を得ることの難しさを感じている。更に配慮したからといって、学校は学生の成功(卒業並びに卒業後の進路決定)を保障するものではなく、配慮の最終目的が、目標に到達する機会を学生が等しく持つことができるようにするだけであることを本人・保護者に理解してもらう必要があるが保護者が過度に学校に期待しているケースがあると感じている。(国立高専・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)

表 26 (つづき) 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ3 【精神障害学生の増加に伴う個人情報の把握と共有】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔精神障害学生の増加と個人情報の把握〕	<p>特に発達障害、精神障害(中でも神経症性障害等)の学生は相当数いるものと思われるが、大学進学までに受診・診断・治療・フォロー等が継続されているケースがあまりにも少なく、適切な治癒や支援が受けられないのが現状である。障害に対する保護者の認識が大きく影響しているものと思われる。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p> <p>学生や保護者が病院に行くことを嫌い、通院や医師の診断書はないが、病弱・虚弱、精神障害があることが推察され、支援の必要な学生が増えてきている。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>
〔学外機関との情報共有〕	<p>身体上の障害を持つ学生に対する支援は特に問題は無いが、精神的な障害を持つ学生に対しては、個人情報や学生自身の意識等もあって、支援が非常に困難である。診断書で明らかに障害があると分かっている場合、学生がどこまで支援を希望するのか、また、逆に教職員の方がどこまで踏み込んで支援して良いのか判断に迷うところである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>発達障害の二次障害として精神的症状(統合失調症症状、抑うつ症状、強迫性症状など)を出している場合が少なくない。精神科医療との連携が重要となるとと思われる(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>

グループ4 【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔支援学生の確保及び養成〕	<p>聴覚障がいのある学生が入学した場合には支援をするスタッフが必要であるが、現在の登録人数で対応できるのか、ノートテイクは学生で十分にできるのか不安に感じている。支援スタッフの増員及び養成面において、参考になる取組があればありがたいと感じている。(公立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>ノートテイク、代筆サポーターの確保 現在、障がい学生の就学支援(ノートテイク・代筆サポート)を学生サポーターで対応しているが、年々支援が必要な学生が増加し、全ての講義にサポーターを配置することが困難になっている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p> <p>障害者差別解消法の施行に伴い、いち早い学内の体制整備の必要性を痛感している。同時に、その重要性から本学においては、障がい学生の自立を支援するピア・ボランティアの養成が喫緊の重要課題であると認識している。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)</p>
〔実技・実習の支援のあり方〕	<p>本学部に発達障がい疑われる学生が1名在籍しているが、本学部では、専門知識を有する教職員が配置されておらず、当該学生が野外実習に参加する場合やインターンシップで派遣する場合等、対応に苦慮している事例がある。指導教員や保健管理センター配属のカウンセラー等と協議しつつ対応をしている状況であるが、このような学生に対する対応について課題と感じている。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>実習先(施設や病院等)でも配慮が必要であるが、実習先の指導者や教員が1人を常時見ていることができず、障害学生本人に負担がかかることがある。また、テスト期間や実習期間になると、障害学生を支援してくれているサポーターにも負担がかかることがある。(公立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)</p> <p>家政学という学問領域のため実習が多く、座学が比較的少ない。資格取得に直結した実習も多く、支援や代替などの措置についてどのように考えていくのかは、学生の状況や希望により個別に対応せざるを得ない。施設設備の更新、障害についての知見の深化、社会の変化により対応もまた変わっていくので、教員、職員ともに研修は必要であると考えている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)</p>

表 26 (つづき) 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ5 【教職員に対する理解の促進と専門部署の必要性】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔教職員に対する障害理解の促進と部署間の連携〕	全教職員が障害者差別解消推進に対する一定の理解に達するには、まだまだ時間がかかり、これから啓発・研修が必要であること。(公立大学・窓口有・委員会無・他の部署・対応要領策定予定)
	専門部署・機関があり、その部署が中心となり学部学科、教学局、事務局等の各部署と連携をとることが必要である。入学前、入学後の受入れ・連携体制の構築、必要に応じての教職員への研修(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
〔障害学生支援専門の部署の設置の必要性〕	本学では障害者を対象にした専門部署がない。現在、健康管理センターの保健室での相談や居場所確保、また、相談室では学生相談に加え、「ランチタイム」や「心の休憩室」を設けて、発達障害の学生も参加しているが、不十分と考える。個人情報保護や本人告知の問題もあり、部署間または教員間の情報共有を一概にシステム化するのには、難しいかもしれないが、障害学生支援のための専門部署を設置し、カウンセラーなどが合理的配慮を必要とする学生と学科の教員との橋渡しができるようになれば障害学生も入学時のスタートから修学しやすい環境を構築できるのではないと思われる。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)
	全学的な支援体制構築と規定の整備が急がれる。支援を必要とする学生にとって相談窓口が明確であることや支援にあたる教職員にとってもその助けとなるため、専門支援部署・支援コーディネーターや適切な人材の配置が必要と感じる。また、支援の中心は学生を受け入れた学部にある専門部署と連携しながら責任を持って支援していくために、研修等による教職員全体の意識・知識向上と共通理解が必要である。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)
	高専は大学と組織体制も規模も異なるため、大学を基準にした支援体制整備は、物理的に困難である。特に発達障害については、疑い例を含めれば、現状計上している数よりはるかに多数に上る。特性に合わせた個別対応をプロデュースする「支援センター」のような「障害学生支援」を専門に行う機関はない。仮に作ったとしても、現状の高専教員の絶対数では、業務の重複で負担が増加するだけである。「学生相談室」は障害学生の具体的な支援数や実態の情報すべてを把握する体制にはなく、職掌的にもそのためだけの機関ではない。さらに実際の支援の多くは関係教員の個別的な配慮によって対応している。障害にどこまで対応すべきかについても、大学の場合と同様にはいかないと思われる。(国立高専・窓口無・他の委員会・部署無・対応要領無)

グループ6 【全学的な体制整備と専門性を有する人材や予算の確保】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔全学的な体制整備の必要性〕	・本来は全学的体制の整備が必要であるが、現在のところ、各キャンパス・各部署における支援体制がそれぞれ異なるため、統一した体制への整備が容易ではない。このため、現在は、個人情報や守秘義務の問題もあり、情報共有の仕組みがない等、部署間の連携が難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者差別解消法の施行により、支援を必要とする学生が入学した場合は、負担が重すぎない範囲での対応が求められているが、現状では支援体制が整っておらず、全学的に具体的な支援方法について検討されていないこと。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔専門性の有する人材や環境整備のための予算の確保〕	障害者差別解消法を受け、早急に体制整備を図る必要があると思われるが、その財源確保が困難である。(公立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・対応要領無)
	バリアフリー化について、大学として障害学生を受け入れしている以上は整備を行う必要があると思うが、多大な費用がかかるため整備内容は精査する必要がある。現状は各課の要望に応じて可能な範囲で対応しているが、校地全体の要望をとりまとめて計画的に改善する必要がある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

修学支援において、どのような特徴を持つ学校がどのような課題を有しているかといった課題の傾向を把握することを目的とする。ここで行なう対応分析については、異なる表現で同じ意味を成す語を集約したコードと外部変数を用い、それらの関係について散布図上に布置することで、視覚的なデータの俯瞰を可能にするものである。今回も平成 26 年度同様、障害学生支援の対応窓口、対応委員会、対応部署の設置状況と、規程の策定状況を分析における外部変数に設定し、体制整備状況及び各年度との比較を通して課題を探ることとした。体制整備状況による分類は以下の通りである。

- ✚ 「相談窓口あり」「相談窓口なし」
 - ✚ 「専門委員会あり」「他の委員会が対応」「対応委員会なし」
 - ✚ 「専門部署あり」「他の部署が対応」「対応部署なし」
 - ✚ 「規程あり」「規程なし」
- 平成 28 年度は「対応要領あり」「策定予定」「対応要領なし」

平成 27 年度の場合、「対応部署なし」は該当する大学等の自由記述回答数が少なく、対応分析にかけると外れ値になることから、除外して分析を進めた。平成 26 年度(参考)及び平成 27、28 年度における、上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 130～132)。対応分析の外部変数に当たる体制整備状況の項目については、赤枠(□)、赤字(例:相談窓口あり)で、自由記述中の語については、青点(●)、黒字(例:発達障害)で散布図にそれぞれ示した。

この結果、体制整備状況の違いにより、平成 27 年度及び平成 28 年度ともに、①専門委員会や専門部署が設置されている大学等、②他の委員会や他の部署が対応している大学等、③相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等、の 3 つの体制ごとに特徴的な課題があることが示唆された。

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

まず、専門委員会や専門部署が設置されている大学等で、平成 27 年度及び平成 28 年度は平成 26 年度と同様に、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向が示された。具体的課題を見ると、平成 27 年度は成分 1 の負の方向及び成分 2 の正の方向に、〈障害者差別解消法〉〈バリアフリー化〉〈予算〉〈合理的配慮〉等の単語が配置され、同じ方向に「専門部署あり」「専門委員会あり」が位置している。つまり、近くに布置された語から、障害者差別解消法施行に合わせた学内の体制や施設の整備が中心的課題であることが見て取れる。

一方、平成 28 年度の場合、「専門部署あり」「専門委員会あり」の付近に、〈予算〉〈専門性〉〈人材〉〈学外機関〉〈連携〉〈支援の範囲〉等が配置されている。つまり、障害学生支援に関した支援すべき範囲の難しさ、専門性を有する人材や予算の確保、学外機関との連携が中心的課題であることが見て取れる。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

次に、他の委員会や他の部署が対応している大学等で、平成 27 年度は前年度と同じように「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向が示された。図 131 の「他の委員会が対応」及び「他の部署が対応」は、成分 1 の正の方向、成分 2 の負の方向であるが、原点に近い位置に集中している。その周辺には、〈発達障害〉〈人材〉〈不足〉〈教職員〉〈本人〉〈情報共有〉〈理解〉等の単語が布置されている。すなわち、支援にあたる人材の不足や、障害学生本人及び保護者、教職員に対する障害の理解や啓発、情報共有が中心的課題であることが見て取れる。

平成 28 年度は、対応要領の策定予定である傾向が示された。「他の部署が対応」「他の委員会が対応」の周辺には、〈専門部署〉〈不足〉〈教職員〉〈設置〉〈発達障害〉等が布置されている。つまり、発達障害に対する教職員の理解不足や専門部署の設置の必要性が中心的課題であることが見て取れる。

③ 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

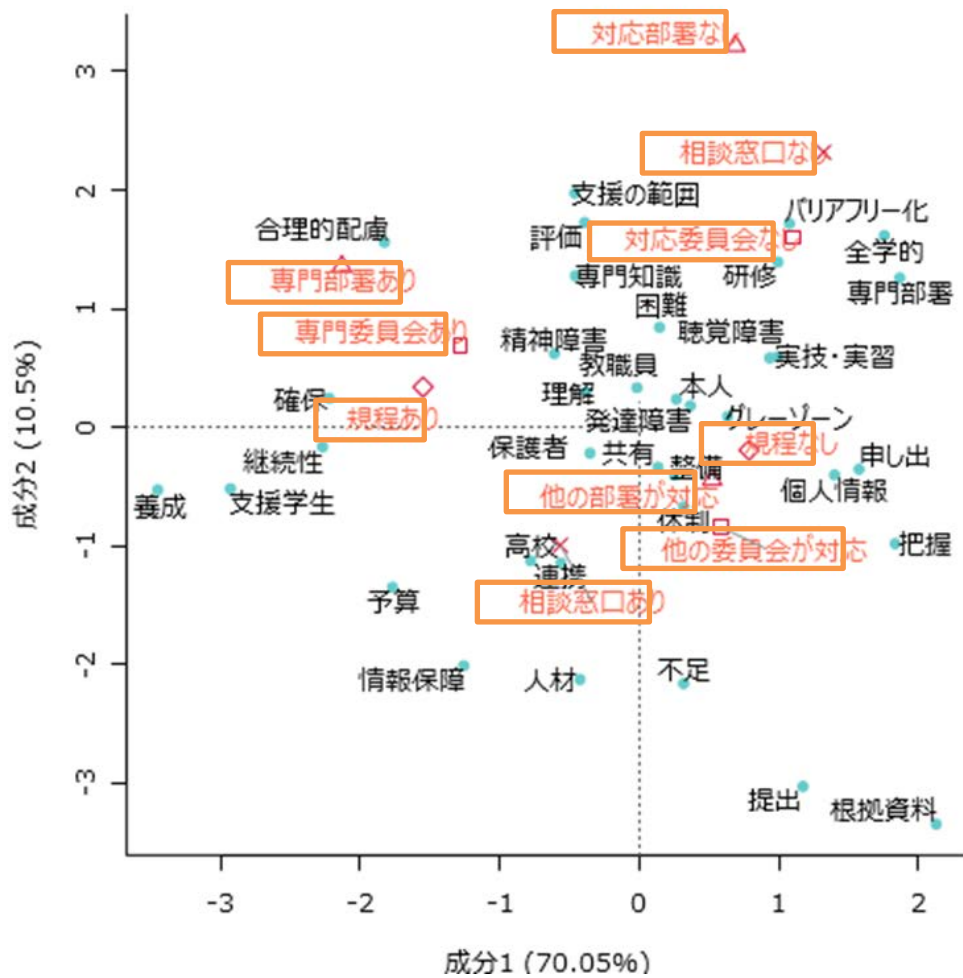
最後に、相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の場合、平成 27 年度は「対応委員会なし」「相談窓口なし」が、成分 1 及び成分 2 の正の方向に配置されている。周辺に見られる単語は、〈全学的〉〈把握〉〈体制〉〈専門部署〉〈方針〉〈整備〉等である。これらの単語は、大学等側の組織的な問題に関連するものである。したがって、体制構築の必要性や共通した方針の制定と障害学生の把握、といった障害学生支援の基礎的土台を形成する内容が中心的課題であることが見て取れる。

傍ら、平成 28 年度は、対応部署や対応要領がない傾向が示された。その周辺には、〈根拠資料〉〈申し出〉〈個人情報〉等が位置されている。つまり、障害学生把握のための情報収集が中心的課題であることが見て取れる。

また、平成 27 年度の対応分析で、成分 1 について値の大きい語を見ると、〈専門部署〉〈把握〉〈グレーゾーン〉〈申し出〉であり、グレーゾーンである障害学生に関する語が多いのに対し、値の小さい語は〈身体障害〉〈支援学生〉〈情報保障〉〈障害者差別解消法〉〈確保〉〈整備〉であり、障害学生と支援学生に関連する語が多い。成分 2 の大きい値は〈バリアフリー化〉〈整備〉といった物的支援の語が多く、小さい値は〈支援学生〉〈保護者〉〈情報保障〉〈確保〉〈情報共有〉といった人的支援の語が多いことが示されている。

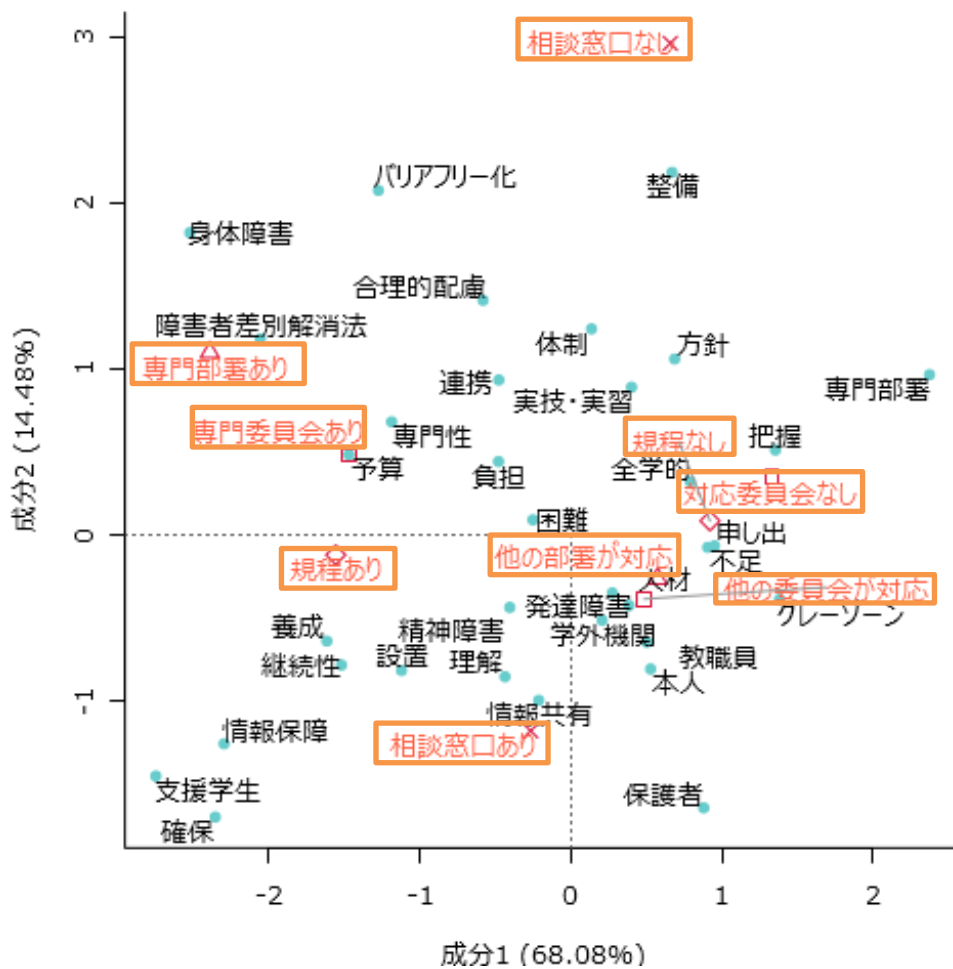
平成 28 年度の場合は、成分 1 の値の大きい語を見ると、〈把握〉〈体制整備〉〈根拠資料〉〈全学的〉であり、障害学生に関する語が多いのに対し、値の小さい語は、〈情報保障〉〈予算〉〈確保〉〈支援学生〉であり、支援学生に関する語が多い。成分 2 の値の大きい語は、〈実技・実習〉〈申し出〉〈根拠資料〉であり、障害学生個人が取り組むべき語が多く、値の小さい語は〈障害者差別解消法〉〈方針〉であり、大学全体が取り組むべき語が多い。

具体的な課題内容は同様な回答が多かったもののうち、代表的回答を表 27、28 にまとめた。



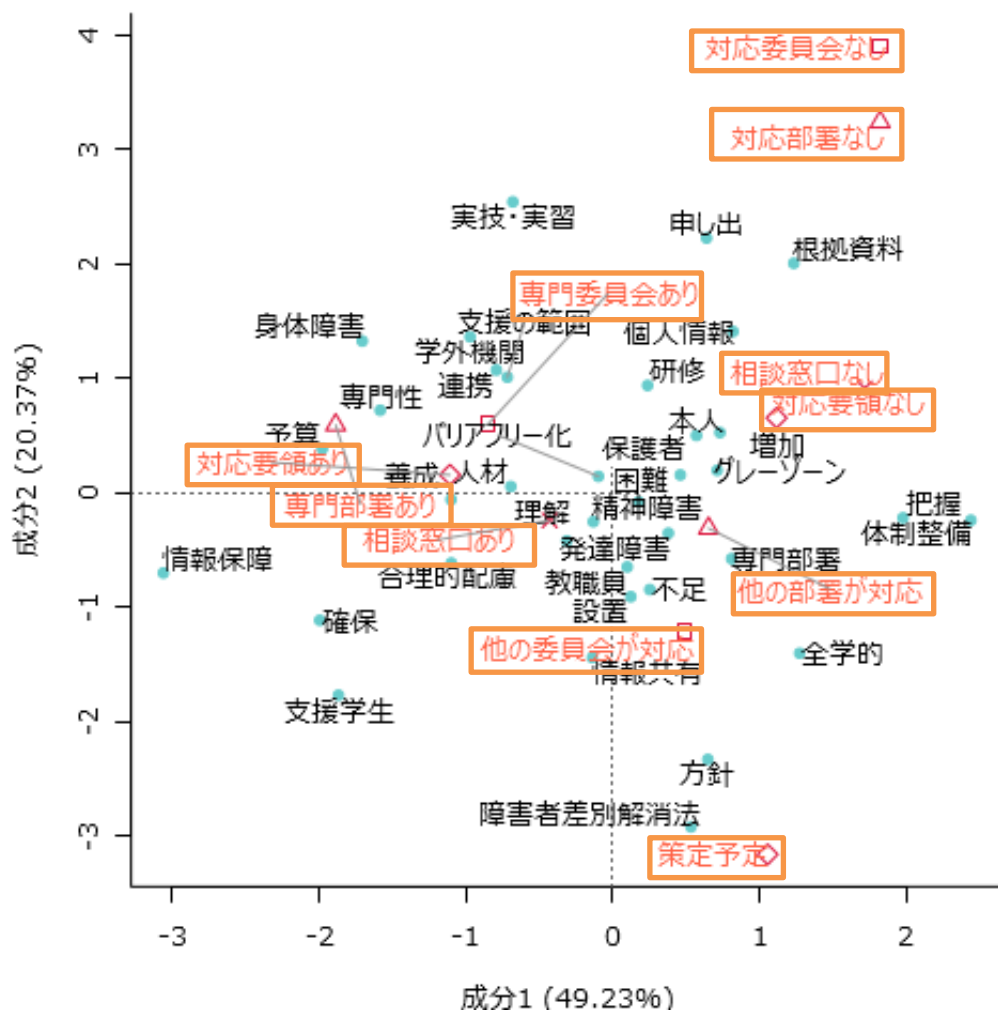
対応分析
累積寄与率 80.55%

図 130 平成 26 年度 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係



対応分析
累積寄与率 82.64%

図 131 平成 27 年度 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係



対応分析
累積寄与率 69.6%

図 132 平成 28 年度 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係

対応分析では、語の相関関係が高いほど近くに布置される。したがって、体制整備状況ごと近くに布置されている語を確認していくことで、体制整備状況ごとの課題を把握できる。

表 27 平成 27 年度 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に伴う合理的配慮の整備〕	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、大学内で共通理解を持つことが課題。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者差別解消法などについての情報が、教職員、学生・院生に、まだ十分に広がっていない。(公立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	平成28年度より施行される障害者差別解消法のもと、高等教育(私学)において、個々の大学の個性性を考慮しながら、具体的に学内での支援体制をどのように整備・構築していくか。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔バリアフリー化への予算の負担の増大〕	予算的事項によりバリアフリー化されていない施設・設備がある。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	合理的配慮提供の前提となる基礎的環境整備について：例えば2階建て校舎にエレベーター設置するなどの施設整備を進めることが必要になった場合、現在の予算配分額では設置することが難しいのが現状です。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	肢体不自由学生の修学支援を目的とした建物・施設(ハードウェア)の設置・改築に関する工事は、高額に及ぶケースが多いため、予算上の制約が厳しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	現在在学していない障がいの学生が入学した際に必要な施設整備のための予算上の確保。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害学生支援に必要な人材の不足〕	近年、発達障がいや精神障がいのある学生や重複障がいのある学生が多くなっており、きめ細かな対応をするためにも、専門的な知識を有する障がい者支援コーディネーターのような人材が必要である。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	障害学生への十分な支援体制を構築するための人材の確保が難しいことや、大学がしなければいけない明確な支援の基準がないことが課題である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	小規模の専門職大学院大学のため、柔軟な対応ができる反面、人的・物的資源に不足し、提供できるサービスに限りがあること。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	身体的障害学生支援の予算措置が不十分のため、十分なサポート体制整備が出来ていない上に学生支援スタッフ(ノートテイク)が不足しており、その確保と継続的な支援体制を整える事が難しい状況である。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔障害学生本人及び保護者、教職員への障害理解の必要性〕	障害学生(とりわけ発達障害)の支援では、診断名の有無によらず、何にどのように困っているのか、どのような支援が必要であるか、学生本人の自己理解や気づきが大切である。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	周囲からの理解や協力の難しさ(障害について認知されてきているが教職員間で理解に温度差がある等)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	障害についての基礎知識がほとんどの教職員及び学生にないこと、また提供する場がないこと。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	支援対象学生にどこまでどのような支援をしてあげられるかは、保護者の理解と協力に大きく左右されると感じるが増えてきている。(国立高専・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔全学的な体制構築と専門部署の必要性〕	教職員における障害に対する知識のバラつきも大きく、学内体制の構築が課題。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	障害学生支援の専門部署がないため、情報の共有が出来ておらず、連携した支援が出来ていない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	障害学生支援専門部署がなく、障害学生支援専門員がいない。大学の心理士として障害学生支援を行っているが、心理士の立場で行うべきことと、必要な支援との間で葛藤が起きる。障害学生支援担当部署・担当者を置くか、心理士が兼任であれば大学から任命して欲しい。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
〔方針の制定と障害学生の把握〕	大学として障害を持つ学生に対する理解が進んでいるとは言えず、現場レベルでは把握しているものの、大学としてオフィシャルに、障害を持つ学生の存在を把握していないという問題点がある。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	教員との連携を深めるにあたっての体制やガイドラインをどう設計していくべきかが課題である。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

表 28 平成 28 年度 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔支援の範囲に関する判断基準の困難性〕	合理的配慮に当事者の意向を、どの程度まで尊重すべきなのか、どの程度が過重な負担なのかなど判断に迷う。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障がい者の方への支援について、この配慮は合理的なものか、この配慮は行き過ぎかの線引きが難しい。(国立大学・窓口無・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	本学は生涯学習機関としての側面もあり、支援対象者の多さや支援範囲の広さが一般の大学とは異なるため、学生の要望の全てに応えることは困難であり、合理的配慮の判断が難しい。(公立大学・窓口無・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔専門的人材及び予算の確保〕	障がい学生が入学した場合、その障がいの程度により学生の教育研究に支障が出ないようにするためには経費が必要になる。大学予算が削られる中、学生が満足するようなサポートができるか心配である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障害学生支援について専門的な知識を持ったコーディネーターの必要性を感じているが、そのような人材の発掘及び予算面で苦慮している。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔学外機関との連携〕	各大学間の連携がより進むことが望ましい。予算・人員に制約があるので、支援機器やノウハウの共有等が進展する仕組みづくりが望まれる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	SST・リハビリテーション・障害受容プロセス・医療・就労体験等においては、外部機関との連携及び大学間での共同プロジェクトが必要と考える。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔発達障害に対する教職員の理解不足〕	教職員の理解の促進、支援に係る基礎知識の習得(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	支援を行う体制作り、障害者支援(特に発達障害や精神障害)に関する教職員の理解(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	発達障がいに対する理解が学内において不十分であり、休学等の誘因となっている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔専門部署の必要性〕	学生の障害者に対する支援事業を実施していくために、対応等を一元管理するための専門的組織設置に向けて課題等を検討するとともに、学生によるボランティアの体制作りに向けて検討が必要と理解しているが、ハードルが高く進んでいない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	専門部署の必要性を強く感じている。大規模大学ほどではないとはいえ、対象学生は年々増加傾向にあり、部分的な関わりでは対応が困難な局面が多く、結果的に適切な支援が行えないことになるという懸念がある。また、支援にあたっての考え方、理解について、教員、スタッフに共通の知識、意識が醸成できるような研修の必要性も感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	教員一人一人は、学生支援を行っているが、障害学生の修学支援に関する専門部署がないため、大学全体としての方針や、情報共有のシステムがない。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔情報収集の難しさ〕	本人の申し出がない限り無いものとされているが、実際には一定割合の該当者が存在していることがうかがえる。高大連携や本人・家族からの申し出があればできることもあると考えられるが、それが行えない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
	障害の申告は、本人の意志によるものであるため、障害のある学生すべてを把握し支援することは困難である。また、授業態度や生活態度から発達障害が疑われる学生の情報を教職員で共有し、支援を行っているが、学生本人さらにはその家族に障害をもっているという自覚がないと支援はより困難となる。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
	赴任して2年目であり、重い障害がある学生は今まで対応したことはないが精神障害、軽い障害の学生は、そのことを伝えるのを嫌がり自己申告をしなかった。自己申告なければ把握が難しく、対応が漏れてしまうことがあった。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
〔個人情報の扱い方〕	学生の障害名をまわりに伝えられないので、多くの学生にとってひとりだけ特別扱いみたいに取り扱われる恐れがある。ひとりの学生のために多くの時間を要するので、個別対応への限界がある。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
	目に見える障害の場合、周りの学生は障害を理解しやすいが、そうでない場合、個人情報を守ることや障害学生の知らせて欲しくないという要望をかなえるために担当教職員は、苦悩している。(国立高専・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)

(4) 考察

平成 27 年度及び平成 28 年度における大学等に在籍する障害学生の修学支援に関する課題を明らかにするため、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の 13.意見、要望の(1)の障害学生の修学支援に関する課題に対して、自由記述分析を行なった。自由記述回答より得られた結果から、障害学生の修学支援に関する課題についてまとめ、今後検討すべき課題について述べる。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

分析で得られたクラスターにおいて、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で比較すると、グループを構成する語の違いは見られるものの、全体的な傾向として大きな変化は見られなかった。

平成 26 年度以降のクラスターにおいて、以下の共通点が見られた。①発達・精神障害学生の把握や対応、②支援学生の確保・養成、③全学的な体制整備の必要性、④予算の確保、⑤障害に対する理解の促進、⑥専門性の有した人材の配置、⑦情報共有の必要性。

ところで、平成 27 年度はグループ 3【全学的な支援体制整備の必要性と困難】、グループ 4【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】、グループ 5【学外機関との連携と情報共有の必要性】、グループ 6【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】が示されており、それらは大学等側の体制組織上の課題及び施設面での課題を示したものと考えられる。全学的な体制整備については、平成 26 年度と全く同じ構成で課題になっており、高校を含めた学外機関との連携や情報共有、専門部署や教職員、実技・実習については構成が多少異なるものの課題として挙げられていた。一方、障害者差別解消法に向けた整備に関する課題は、平成 27 年度に新たに挙げられた課題であり、平成 28 年度でも課題となっていた。大学等に在籍する障害学生は学生生活において、講義のみならず相談や資格、手続き、就職活動等を通して、多くの教職員と関わる事が推測される。そのため、大学等は障害学生から相談や要望があった場合、適切な助言や支援、配慮を行なうことが求められる。しかし、対象学生の障害の重症多様化及び専門部署の未設置、教職員の理解不足、特定部署への障害学生関連業務の集中や各部署での対応の違い等から、障害学生への十分な対応の困難や学内における情報や対応の統一の必要性といった回答が多く見られた。そこで、障害者差別解消法施行を契機に、作成を義務づけられている対応要領やそれに準じたマニュアルを一刻でも早く完成させ、全学的に理解や認識を浸透させることで、障害学生への障害認識や支援基準を共有することが可能になると思われる。

次に、大学等の環境整備の課題及び支援学生に関する課題は、平成 26 年度は、グループ 3【情報保障の人的確保と質の維持】、グループ 5【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】とそれぞれ別々に位置づけられているが、平成 27 年度は、グルー

プ2【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】といった一つのクラスターを形成していることが特徴的である。さらに、平成28年度では、グループ4【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】といった前年度の学生生活から実技・実習といった具体的活動が課題として挙げられていることも特徴的であろう。大学等における全学的な環境整備には、予算と日数の限界があるため、即時に用意周到な環境を提供することは厳しい。そこで、障害学生の不利益のない学生生活を補助する役割のある支援学生の存在が重要になる。また、十分な支援を行なうためには一定の支援学生の人数の確保が不可欠である。しかし、実際は大学等によっては支援学生が不足している状態であり、少人数で支援に当たらざるを得ない状況もあり、支援学生一人ひとりの負担が大きいといった現状が見られた。また、支援スキルに関する意見も多く、支援経験時間の差異や学習内容の専門性の問題等から、支援に対するモチベーションに影響しているといった意見も見受けられた。そういった事態を防ぎ、支援の量的・質的な確保を行なうためには、全学的に支援学生の募集を呼び掛けるとともに、学内にとどまらず近隣大学の支援学生の協力を負担にならない範囲で得ることも一つの方法として活用することで支援学生不足の解消を目指す必要があると思われる。加えて、支援学生への精神面及び技術面等のフォローを定期的実施する制度や体制が必要であると思われる。

グループ1【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】については、平成26年度と平成27年度とは全く同じクラスター構成をなしていた。平成28年度は精神障害と発達障害が分かれたが、内容を概観すると、大きな相違は見られなかった。例年、発達障害及び精神障害が課題になっていることは、そもそも、発達・精神障害は幅広い概念であり、非常にわかりにくい障害であることが指摘されている。その理由として、障害の範囲の多様さ、重症度が軽度から重度まで幅広い、等が挙げられている。また、本人の気づきがない例や周囲に知られたくない例、保護者の理解がない例等が多く報告されている。支援が必要であるにもかかわらず本人の申告がないため、把握できず対応に苦慮しており、場合によってはトラブルに発展することもある。ちなみに、合理的配慮を受けるためには、配慮が必要という「本人の意思表示」が必要である。したがって、本人や周囲の人々において問題なく学生生活を行なうためには、本人や保護者に対して、障害に関する困難や障害学生自身の置かれた立場を理解し、他人に説明できる力や配慮を求める力の育成が欠かせない。そのことは、卒業後の社会的自立においても重要であることから、在学中に身につけるように計画的に取り組まなければならないと思われる。

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

支援体制の整備状況による課題の傾向で、専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向、〈合理的配慮〉に関する課題であることが平成26年度以降共通した課題であることと言えよう。ただ、平成28年

度では〈合理的配慮〉が近くに布置されていないが、合理的配慮に関連する〈支援の範囲〉が布置されている。

他の委員会や部署が対応している大学等は「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向、障害学生支援に必要な人材の不足が課題であること、相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等は全学的な体制構築と専門部署の必要性が課題であること、といった特色に関しては、平成 26 年度以降共通した課題である。しかし、異なっている部分も少なくない。例えば、バリアフリー化の課題は平成 26 年度では相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の課題であったが、平成 27 年度及び平成 28 年度では専門委員会や専門部署が設置されている大学等の課題になっている。その他にも、教職員への障害理解の必要性は、未整備な大学等の課題から他の委員会や部署が対応している大学等の課題に変わっている。このことは、障害者差別解消法の影響の可能性が考えられる。先述したように、障害者差別解消法施行に伴い、各大学等に対応要領の作成が義務づけられている。相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の場合は、規程を未だ策定していないことから障害者差別解消法に合わせる形で「方針の制定」が優先すべき課題として取り組んでいる段階であると考えられる。一方、専門委員会や専門部署が設置されている大学等では規程が策定済であるため、以前からの課題であった合理的配慮の一つであるバリアフリー化が具体的課題として挙げたと考えられる。

以上のことから、各大学等の支援体制の整備状況によって、それぞれの課題は異なることが明らかになったものの、障害者差別解消法の施行に合わせた上で支援体制の構築が行なわれている点では共通していると言えよう。

3) 「障害者差別解消法」施行前後の動向と今後の課題

障害学生に対する修学支援の課題に関して、障害者差別解消法施行前後の動向及び施行に伴う体制整備を中心に、障害学生の修学支援のあり方及び課題について考察する。

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、合理的配慮の不提供の禁止を定めており、国公立大学は法的義務、私立大学は努力義務となっている。それに伴い、障害者への合理的な配慮の実施が求められている。以上の今日的背景から、平成 27 年度の自由記述では、各大学等で支援体制の整備や対応要領の作成の動きも見られたことから、〈障害者差別解消法〉〈方針〉の頻出回数も多く、クラスター分析でも 1 つのグループをなしたことが注目される。平成 28 年度も、障害者差別解消法関連の記述は多かったが、施行後においても体制整備が不十分で、取り組んでいる段階といった意見も少なくなかった。

その障害者差別解消法の中でもポイントとなる合理的配慮とは、障害者権利条約に「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされ

るものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう」と定義している。つまり、社会的障壁を取り除くために、平等な立場で無理のない範囲で、障害者のニーズに合った配慮や支援をすることとされている。その中で、業務遂行に及ぼす影響の面や経済的・財政的コストの面等において、負担が過重にならないよう考慮する必要性が示されている。しかし、本分析において、支援者の過大な負担の課題や、障害学生支援室または特定部署への業務の集中、バリアフリー化に伴う施設改修工事の費用等の過度な負担に関わる意見が多く挙げられていた。合理的配慮の基準や範囲は必ずしも明確ではないため、判断が難しい事例も多いことが想定される。それを解決していくためには、学校規模によって抱える課題が異なることから、大学等の環境や資源を考慮しつつ、中長期的計画として取り組むとともに、障害学生と大学等側の当事者双方による建設的対話において、配慮・支援を提案し合い、試行錯誤する中で適切な方法や内容を探求していく取組が求められる。

3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成 27 年度実態調査によると、障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援として、実施校数の多いものから順に、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」(221 校)、「障害学生向け求人情報の提供」(201 校)、「就職先の開拓、就職活動支援」(170 校)、「インターンシップ先の開拓」(65 校)が実施されていた。平成 26 年度実態調査の結果と比較すると、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」は 120 校から 221 校へ実施校が増え、他の項目についても実施校は増加しており、障害者差別解消法の施行へ向けて、就職支援やキャリア教育支援についても支援体制が整備されつつあることがうかがえる。

本分析では、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における意見・要望欄の設問「障害学生の進路・就労・キャリア教育支援について、課題と感じられていることがありましたら、ご記入ください」に対する自由記述テキストを対象とした。平成 27 年度実態調査では、全 1,182 校中、448 校より回答が得られた(回答率 37.9%)。内訳は、大学 322 校(国立 56 校、公立 26 校、私立 240 校)、短期大学 96 校(公立 3 校、私立 93 校)、高等専門学校 30 校(国立 29 校、公立 1 校)であった。平成 28 年度実態調査では、全 1,171 校中、443 校より回答が得られた(回答率 37.8%)。内訳は、大学 321 校(国立 52 校、公立 32 校、私立 237 校)、短期大学 98 校(公立 7 校、私立 91 校)、高等専門学校 24 校(国立 22 校、公立 2 校)であった(図 133)。

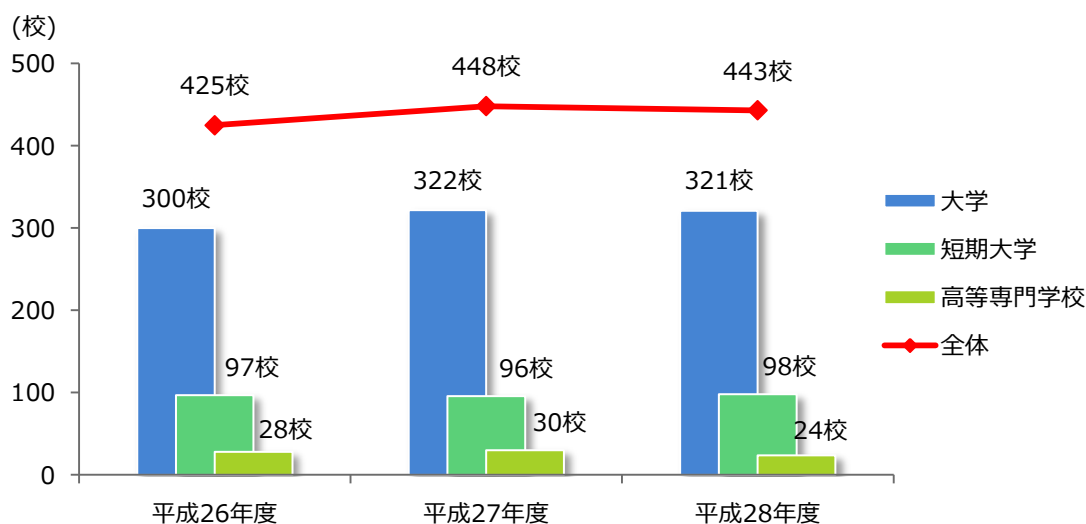


図 133 自由記述回答校数の推移

上記回答校より得られたデータを階層的クラスター分析により、グループ化して整理した。さらに学校種や学校規模に着目して対応分析を行なうことにより、各学校の課題を把握し、今後のより良い進路・就労・キャリア教育支援のあり方を検討することを目的とした。

(2)分析に使用した語

分析するにあたり、語の採用基準は、平成 26 年度実態調査分析における基準を踏襲し、単語や複合語に集約した後の出現回数が、20 回以上の語を採用した。異なる表現で同じ意味を成す語は 1 つに集約し、自由記述中に頻出する語をまとめたのが、以下の表である(表 29～31)。平成 26 年度は全部で 30 語抽出されたのに対し、平成 27 年度は 30 語、平成 28 年度は 36 語を分析に使用する語として採用した。

表 29 平成 26 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	保健室・相談室	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	対人関係	対人支援職	対人関係	進路変更	社会

表 30 平成 27 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	情報	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者雇用枠	手帳	専門性	自己理解	早期	卒業後
インターンシップ	対人関係	就職活動	希望	進路選択	社会

表 31 平成 28 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
マッチング	一般就労	企業	外部機関	学内連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者雇用枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	対人関係	就職活動	希望	進路選択	社会
受入先	資格	本人	実習	地方	診断

平成 27 年度は、平成 26 年度との変更点として、〈情報〉〈就職活動〉〈希望〉〈進路選択〉〈早期〉〈卒業後〉が新たに抽出された。一方、平成 26 年度に採用された〈保健室・相談室〉〈資格実習〉〈対人支援職〉〈進路変更〉〈早期支援〉〈卒後支援〉は、採用基準を下回ったため、不採用となった。また、〈障害者雇用枠〉に関して、平成 26 年度は〈障害者枠〉であったが、名称の具体化や適切さなどを踏まえて変更に至った。

平成 28 年度は、平成 27 年度との変更点として、〈マッチング〉〈一般就労〉〈学内連携〉〈早期支援〉〈卒後支援〉〈受入先〉〈資格〉〈本人〉〈実習〉〈地方〉〈診断〉が新たに抽出された。そのうち、〈早期支援〉〈卒後支援〉は平成 26 年度で抽出されており、〈資格〉〈実習〉は〈資格実習〉として抽出されている。一方、平成 27 年度に採用された〈就職課〉〈情報〉〈連携〉は、採用基準に満たず、不採用となった。

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

平成 27 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 26 年度より 23 校多い、448 校の回答が得られた。該当校の自由記述について、ユークリッド平方距離を利用した Ward 法を用い、階層的クラスタ分析を行なった。出現パターンの似通った語の組み合わせを整理し、樹形図を作成した。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。参考として、平成 26 年度の結果も記載した(図 134)。

階層的クラスタ分析により、平成 27 年度の場合は、大きく 5 つのグループに分類された(図 135)。

📌 グループ1【発達障害学生や保護者の障害認知にかかる就職活動の困難さ】

発達障害学生や発達障害が疑われる学生の障害理解や就職活動の困難

📌 グループ2【外部機関や専門性を有する教職員との連携した就労支援】

専門性を有する教職員による早期支援や外部との連携の必要性

📌 グループ3【社会への移行のための就職支援】

インターンシップ先の開拓や社会移行支援等

📌 グループ4【障害者雇用枠を含めた求人の拡大】

手帳取得による障害者雇用枠を含めた障害学生の求人の拡大

📌 グループ5【精神障害学生に対する企業の受け入れの困難さ】

近年増加傾向をみせる精神障害学生の受け入れ企業の少なさ

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 32 に示した。

一方、平成 28 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 27 年度より 5 校少ない、443 校の回答が得られた。

階層的クラスター分析の結果、平成 28 年度の場合は、大きく 6 つのグループに分類された(図 136)。

✚ **グループ1【対人関係に困難のある学生に対する受入先の開拓と学外連携による卒後支援】**

障害学生の受入企業等の少なさと卒業後の就労を目指す学生への卒後支援

✚ **グループ2【国家資格等の取得に関わる職業選択の難しさ】**

実習を伴う国家資格や免許に関わる職種に関する基準設定や就職に関する困難性

✚ **グループ3【発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難】**

発達障害及び発達障害が疑われる学生への就職支援のあり方や精神的な負担等

✚ **グループ4【障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難】**

障害学生本人や保護者の障害理解、障害学生の適性に応じた進路選択の重要性等

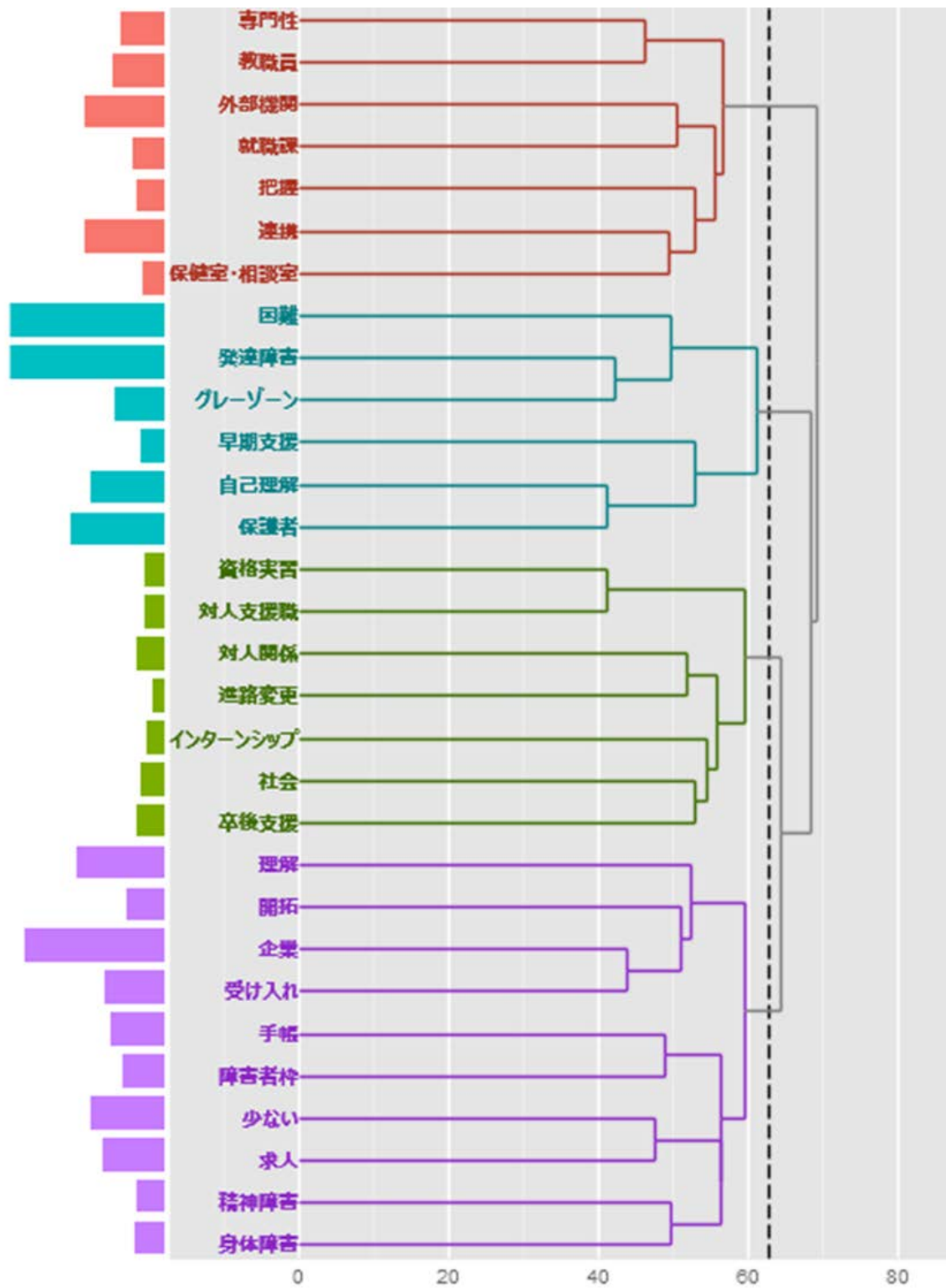
✚ **グループ5【障害学生の早期把握と早期支援の開始】**

障害学生の検知及び就職を見据えた支援の早期開始

✚ **グループ6【障害学生の障害種や障害の程度、職業適性等と受入先とのマッチングの難しさ】**

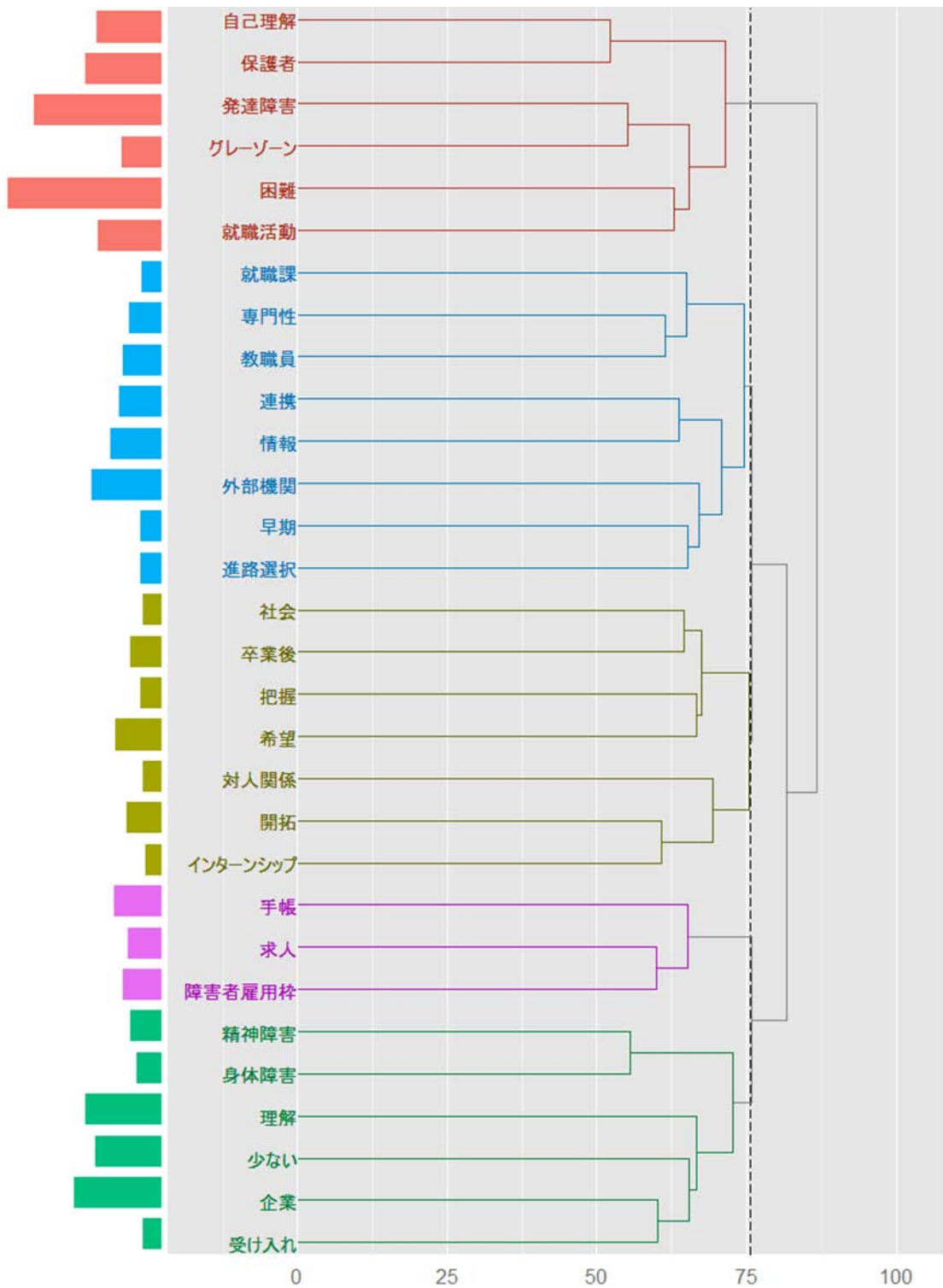
障害学生・保護者の就職希望や障害の程度と企業が求める能力等とのマッチングの困難

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 33 に示した。



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 134 平成 26 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 135 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

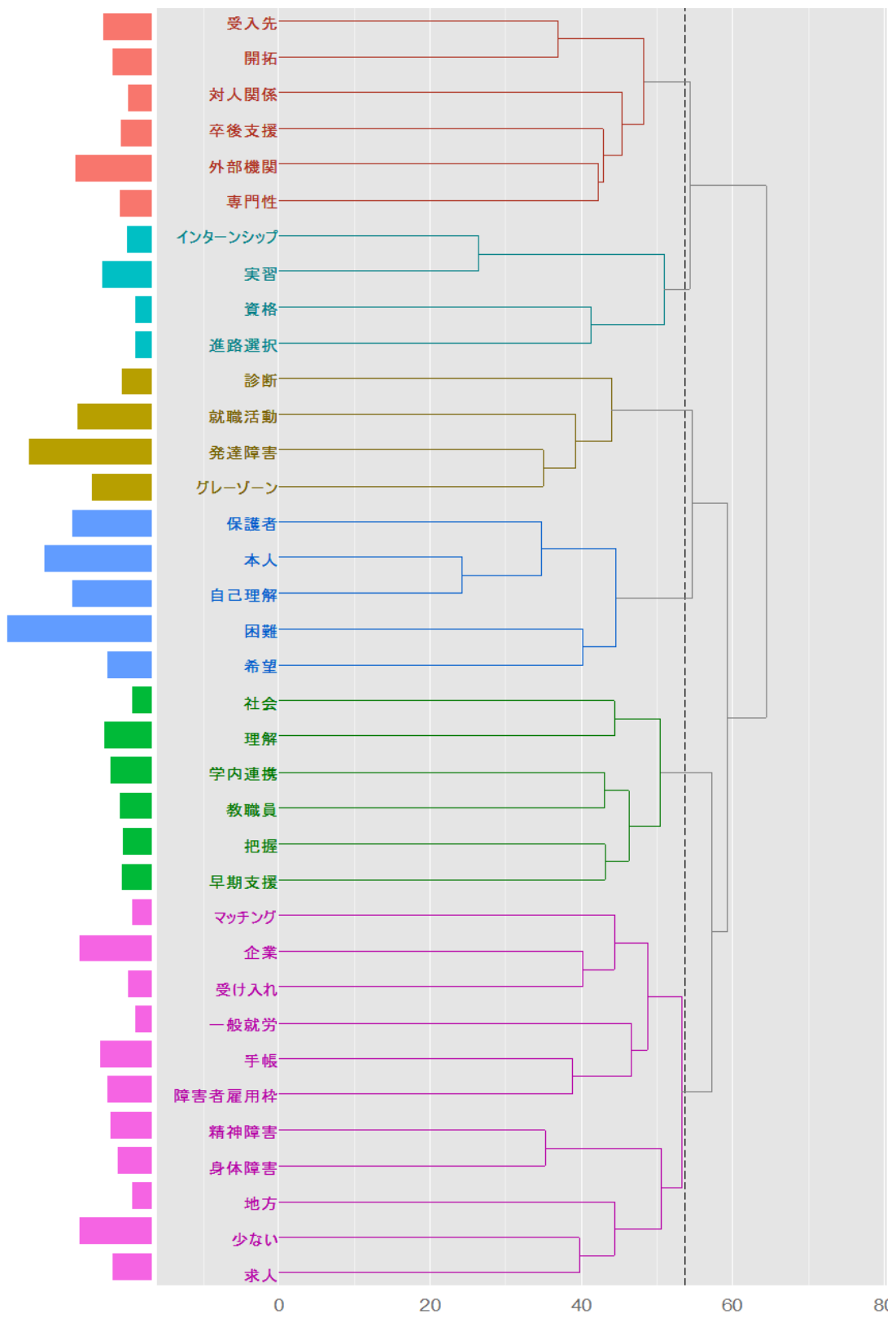


図 136 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

表 32 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【発達障害学生や保護者の障害認知にかかる就職活動の困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害学生や保護者の障害理解の困難〕	発達障害の学生の場合、本人の自己理解が低いと就労するのは難しい。また、保護者の理解や自覚も低く、本人任せの傾向が強い。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害のある(疑われる)学生の場合、本人の希望する職種と実際の能力・適性にギャップがある場合が多く、どのように障害学生本人の自己理解を促していけばよいか関わりが難しいと感じています。また、保護者との連携も課題であると感じています。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)
〔発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難〕	就職活動では、「学生本人が情報を取捨選択しながら実現可能なスケジュールを組み、主体的に行動する」力が求められる。発達障害学生の場合、上記のことは非常に苦手とする場合が多い。そのため、単位取得には問題がなく進級してきたが、就職活動を開始して初めてつまずいてしまうケースが多くみられる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	「明らかに発達障害を疑われる学生への支援」診断等は受けていないものの、明らかに発達障害を疑われる学生が、就職活動等でなかなか自分の思うようにならないケースが、やはり非常に多いと感じている。なかなか決まらないことを受けて、本人が自らインターネット等で「自分は発達障害なのかもしれない」と気付くケースもあるが、自分ではなかなか認識できないケースの方が多い。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

グループ2 【外部機関や専門性を有する職員との連携した就労支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔就職課を含めた専門性を有する教職員による支援の必要性〕	課題としては、本件においてはより専門的な知識や経験が必要であることに加えて、入学した時点から卒業するまで継続した時間を掛けての特別な支援が必要な場合もあるが、その点において現状は人も含めて、十分な体制が整っていないことがあげられる。一部の担当者しか障害者への支援について理解しておらず、人によって対応が異なるため均一的な知識の習得、理解を深めることが今後の課題である。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	発達障害の学生の場合、就職指導にも時間がかかり、個別対応が求められるため、キャリアセンターの人員がたりない。またキャリアセンターのスタッフに対しても障害対応を学ぶ場が必要。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔外部機関と連携し、早期から支援を行う〕	本人だけでなく保護者についても障害需要の難しさを感じます。早期に診断治療を受けて医療機関とも連携している学生については、進路、就活についても本人に合わせた職種の選択、障害者枠の利用などすすめていけるが、就活時になって障害の問題に直面してという場合には、そこから障害についての理解受容という心理教育が必要となる。早期対応・支援していく学内外と連携した体制づくりが課題です。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	H27 年度より外部機関と連携し、情報収集、個人の特性に合った職業の選択を行っているが、他の業務と兼任のスタッフが行っているため、対象の学生全てに十分な対応ができないこと。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)

表 32 (つづき) 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ3 【社会への移行のための就職支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔インターンシップ先の開拓〕	障がいの種別によって、理解が広まっている障がいと、誤って理解されている障がいがあります。当事者が実際に働く姿を示せる場、インターンシップの場が広がることを求めます。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)
	インターンシップ等、就業体験の受け入れ先の確保。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔卒業後の社会への移行支援〕	卒業後、いかに社会と繋がっていきけるかを念頭に考えている。現状として「障害があるのか」について、グレーな場合が散見される。学生自身の自己認知や保護者の理解が進むよう努めている。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)
	学生の希望進路と受入企業のマッチングが困難であること。(キャリア)障害を抱えた学生が、卒業後スムーズに就職し、社会で活躍できるための支援体制が不十分である。(生事務)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)

グループ4 【障害者雇用枠を含めた求人の拡大】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔手帳取得による障害者雇用枠を含めた障害学生の求人拡大〕	最近では、障害者枠での就職を目指すために在学中に精神障害者福祉手帳のための申請書を記入して、手帳を取得してもらうケースが増えている。そのための家族への説明が必要となる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)

グループ5 【精神障害学生に対する企業の受け入れの困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔身体障害と比較した精神障害の受け入れ企業の少なさ〕	障害学生の就職に関して、企業の方がお見えになることはありますが、身体障害学生を対象としていらっしゃるようで、精神的障害や発達障害の学生にとって、企業から障害者として雇用をいただくことは簡単ではないように感じました。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。 身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)

表 33 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ 1 【対人関係に困難のある学生に対する受入先の開拓と学外連携による卒後支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
[対人関係に困難のある学生の受入先開拓]	<p>短期大学における就学支援を受けて卒業しても卒業後の進路が決まらず、フリーターという現実がある。また発達障害のある学生の場合は、集中力がない、コミュニケーションが取れないなど学生の特性によって就労が難しい。卒業後の進路指導が課題である。(私立短大・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>
	<p>発達障害等により、社会性(他者との関わりやコミュニケーション等)に困難を有する学生について、就労する上で求められる社会性を、大学教育の中で向上させることが難しいため、単位を修得し卒業が可能となっても、就労先を見つけることが困難であることが多く、課題だと感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p>
[対人関係に困難のある学生への学外連携による卒後支援]	<p>挨拶や日常的会話を含む基本的なコミュニケーション能力を付けることが時間的に困難である。例えば、訓練も兼ねた試行採用を繰り返すことができるような採用の体制があると良い。(国立高専・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)</p>
	<p>障害学生の修学に対する支援と進路・就労・キャリア教育などに対する支援の同時進行が難しく、他の学生より対応が遅れてしまうことがある。今の大学での修学・生活をどう支援していくかを考えることに支援が集中しており、卒業までの支援体制と卒業後の進路に対する支援の連携が十分ではないが、発達障害に関しては、今年度から外部支援機関(発達障害就労支援センター)と連携し、校内での就労支援スキルアップを図る計画をしている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)</p>

グループ 2 【国家資格等の取得に関わる職業選択の難しさ】

構成内容	代表的な自由記述原文
[実習や国家資格取得等に関わる進路選択]	<p>本学はあくまでも教員養成系大学であり、学校教育教員養成課程に絞り込まれた現在、教員免許取得は卒業要件である。教員免許は取得せずに卒業する特別措置もあるが、基本的にコミュニケーション障害は教員にとっては職業選択上、教育学部学生にとってはかなり厳しい。どのような選択肢を示せるかは大きな課題である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p>
	<p>医療専門職を養成する大学なので、学校適応できるよう様々な支援を行っても、実習や国家試験の壁を乗り越えられないケースが多い。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>
	<p>医療系の短期大学であるため、全学生が実習を経験します。座学では特に問題のない学生が、実習に出てみて初めて自らの障害を自覚するケースもあるため、教職員が日常生活を見るうえで気づき、先回りしてケアをしたり、実習先を選定するにあたっての配慮をすることが必要に感じられます。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>

表 33 (つづき) 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ3 【発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
[就職活動を通した障害への気づき]	発達障害が疑われる学生への支援について就職活動が始まってから気が付くことが多いこと。(特に筆記は通過するのに、面接でいつも落ちてしまうという相談で気が付く)(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障害の疑いのある学生が、就職活動中に苦戦し、内定を得られず悩むケースが多い。障害の疑いも含め、学生自身の特性に気づかせることは大変難しいと感じている。勤勉な学生が多いので、特性を生かした業界、業種を紹介できる仕組みがあればよいと思う。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
[発達障害学生の就職活動の困難さ]	インターンが当たり前となってきており、就職活動の時期が早まっている。マルチタスクが苦手な発達障害学生にとっては、学業がおろそかになってしまう。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障がいのある学生については、就職活動と単位取得の同時並行が難しく、単位を取得できていない状況では就職活動の支援も難しくなってくる。 発達障がいのある学生については、学修と就職活動のギャップにより戸惑うケースが多く、就職活動が本格化するタイミングで問題が表面化し、支援が必要となるケースが見られる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

グループ4 【障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
[障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難]	発達障がい特性があるが本人および保護者が理解しておらず、希望する進路が本人の適性とマッチしない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	薬剤師や臨床検査技師、救急救命士、看護師等、国家資格を必要とする職種を希望する学生と保護者の理解を得るのが困難である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者枠の就労を選ぶかどうかは、診断の有無だけではなく、学生の希望によって変わってくる。就職の際に慌てなくて済むように学生時代の自己理解が重要である。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)

グループ5 【障害学生の早期把握と早期支援の開始】






構成内容	代表的な自由記述原文
[障害学生の早期把握と早期支援の開始]	学生が就職活動を行う大学3年生後半になって初めて問題が浮き彫りになるケースがまだまだ多いと感じており、早い段階での把握が必要であると感じている。早い段階で、個々人に応じた対応策をとれるように、学生支援課等、学生支援関係部署や教員との、協力体制の更なる強化を課題としている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	入学時に障害学生であるかどうか早めに把握し、所属学部には障害学生担当を決め、ゼミ教員、保護者、ハローワーク等専門家も交え対応していく必要がある。入学時前の段階でどこまで情報を仕入れておけるのか。学内での連携が重要である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

表 33 (つづき) 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
 グループ6 【障害学生の障害種や障害の程度、職業適性等と受入先とのマッチングの難しさ】

構成内容	代表的な自由記述原文
[障害者枠または一般就労を希望する学生と受入れ企業とのマッチング]	特に発達障害・精神障害の方々に対する支援に難しさを感じている。グレーゾーンの方への支援に対して、一般就労、福祉就労の選択に迷う場合、適合する職場の選定が困難な場合が多い。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有) ・障害者手帳を持っていなくても、一般的な就職対策ではなかなか選考が通らない学生への就職対応・障害者手帳を持っていても、一般枠で受けたい学生の就職先の確保。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
[求人が少ない地方や精神障害向けの求人とのマッチング]	地方だと、首都圏と比べ障害者の求人が少ない点。地元で働きたくても求人が限られてしまう。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無) 精神疾患のある学生の就労において、求人が少ない、能力と仕事内容とのマッチングが難しい(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・対応要領策定予定)

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握した。そこで次に、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているか明らかにする。ここで行なう対応分析については、異なる表現で同じ意味を成す語を集約したコードと外部変数を用い、それらの関係について散布図上に布置することで、視覚的なデータの俯瞰を可能にするものである。就労支援において、入学から就職までの在籍年数や年齢の違い、学修内容の特色等を考慮する必要があると考えられるため、大学・短期大学・高等専門学校を学校種を分析における外部変数として設定した。また、大学においては学校規模の差が大きいため、大規模・中規模・小規模に分類した。学校種と学校規模による分類は以下の通りである。

-  大規模大学(在籍学生数が 5,000 人以上)
-  中規模大学(在籍学生数が 2,000~4,999 人)
-  小規模大学(在籍学生数が 2,000 人未満)
-  短期大学
-  高等専門学校

平成 26 年度(参考)及び平成 27、28 年度における上記項目と自由記述中の語の関係性を散布図で示した(図 137~139)。対応分析の外部変数に当たる学校種・学校規模の項目については、赤字(例: **大学(大規模)**)で、自由記述中の語については、青点(●)、黒字(例: **就職活動**)で散布図に示した。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。得られた散布図からそれぞれの語について質的に解釈した結果、学校種・学校規模の違いにより、次のような課題傾向があることが示唆された。

① 大規模大学

大規模大学では、平成 27 年度は[企業の障害理解に関わる就労困難]、[障害学生の進路希望に応じた就職支援の難しさ]、[社会への啓発]が特徴的な課題であると解釈できた。企業側の障害学生への理解が不十分であることが多くの大規模大学から指摘された。企業側の理解に関しては、障害者雇用枠の拡大の必要性という意味における企業側の理解と、個々の障害学生の特性への企業側の理解が深まり雇用の継続が望まれるとする障害理解があった。加えて、障害学生が多く在籍する大規模大学として、企業や外部機関、社会への障害理解・支援に関する啓発活動の必要性が挙げられていた。また、大規模大学は様々な学科・専攻等を含むため、障害者雇用枠の利用から一般就労、進学等、個々の障害学生の進路希望に応じた適切な就職支援の困難さも課題としてあった。

一方、平成 28 年度は〔インターンシップ等の受入先開拓〕、〔一般就労等の就職活動における困難さ〕が特徴的な課題であると解釈できた。障害種や障害の程度、本人の特性に合った受入先の開拓が必要であることが分かった。特にインターンシップは就職準備として有効であるため、インターンシップ先の企業開拓が課題として見られた。

② 中規模大学

中規模大学は、平成 27 年度では〔学内外で連携した早期支援の体制づくり〕が特徴的な課題であると解釈できた。平成 26 年度実態調査の結果と同様に、就職支援部署や学生相談室等の学内連携での早期支援が課題として挙げられた。加えて、学外機関との連携について言及されていた。個々に特性を持つ障害学生の就職支援に対応できる専門性が必要であり、また、障害者手帳の所得やそれに伴う障害者雇用枠の利用等、学内だけでは十分な支援を行なうことが困難であることが伺えた。そのため、障害者就職支援センターやハローワーク等の学外専門機関との連携による、早期の充実した支援構築が課題として挙げられた。

平成 28 年度では〔発達障害や精神障害学生の受入先の確保〕、〔発達障害学生への卒業後の必要性〕が特徴的な課題であると解釈できた。身体障害と比較した、発達障害及び精神障害学生向けの求人少なさが指摘されており、受入先の確保の必要性が読み取れた。また、特に発達障害学生の就職後の離職問題等が挙げられ、就職後の継続した就労定着支援やリワーク支援、外部機関への引継ぎによる就労支援が必要であるとの記述が散見された。

③ 小規模大学

小規模大学では、平成 27 年度は〔障害学生に関する実態の把握困難〕が特徴的な課題であると解釈できた。小規模大学においては、教職員と学生との距離が近い場合も多く一定の情報を管理できている等のメリットが挙げられるが、学内の連携体制が未整備であるところも多く、障害学生支援部署では障害学生の実態等について把握できても就職支援部署や他の部署での共有や共通理解がなされていない状況がうかがえた。また、学生側から支援の相談がない場合における実態把握の困難も挙げられた。

平成 28 年度は、〔進路選択における学内連携〕〔学内部署間の学生情報の共有〕が特徴的な課題であると解釈できた。障害学生が自身の障害特性や適性に対する理解を深め、適職を選択するにあたり、担当教員や各部署の職員間の連携が課題であるとの記述が見られた。また、個人情報の取り扱いには厳重に注意しつつも、入学時での障害学生の把握による早期支援の開始や、障害学生に対する理解の共有のためにも関係部署や関係教職員間での学生に関する情報共有が必要であることが分かった。小規模大学の特徴として、教職員と学生との距離が近い等のメリットが挙げられるが、平成 28 年度の記述から見受けられた課題として、得られた情報の共有等の学内連携が読み取れた。

④ 短期大学

短期大学では、平成 27 年度は〔障害者手帳の有無による就労支援や進路選択の問題〕が特徴的な課題であることが見て取れる。短期大学は、他規模の大学と比較すると資格取得に特化した学校が多く、当該資格に関わる職種への適性から進路選択の問題が生じると考えられる。また、進路選択の際に障害者手帳の取得及び障害者雇用枠の活用が関わってくるため、学生本人や家族の障害認知の理解促進や、その上で一般就労を選択するのか、障害者雇用枠を利用するのかといった個々の障害学生に適した就労支援の課題が見受けられた。

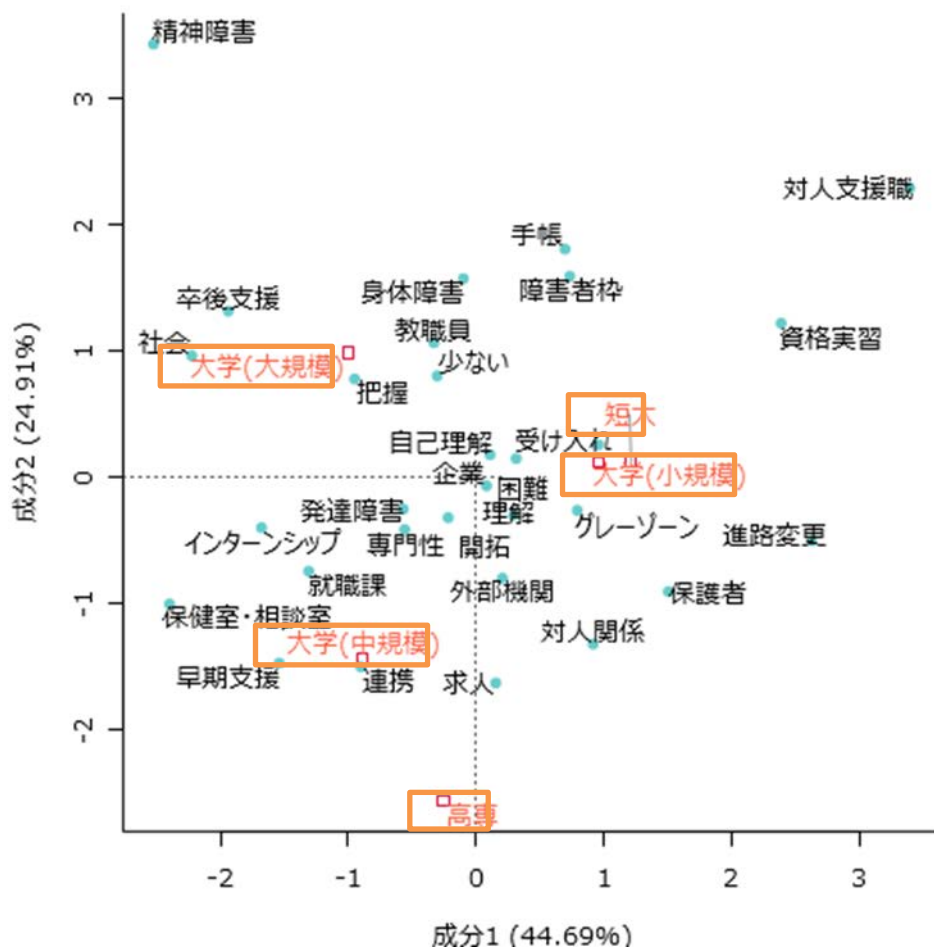
平成 28 年度は〔資格に関する職種等への就職における困難〕が特徴的な課題であると解釈できた。大学等での障害学生に対する配慮や支援が進みつつある現在、支援により実習や学校での課題等は解決できるが、社会の理解が未だ不十分であるために障害学生が希望しても有資格職等への就職が困難であるとの実態が見受けられた。また、資格所得に関する学校側の障害学生への配慮の範囲や、支援を行なって資格を出すことが資格に必要な要件に対して本質的変更にならないのかという葛藤も見られた。

⑤ 高等専門学校

高等専門学校では平成 27 年度は回答校ごとに課題が分散しており、特徴的な傾向は見られなかった。回答には、発達障害学生の問題、障害認知に関する問題、企業の障害に対する理解のなさ、外部機関との連携、学内の専門的人員の必要性、キャリア支援のための学内体制整備、SST 等のコミュニケーションスキルの涵養、等が挙げられた。

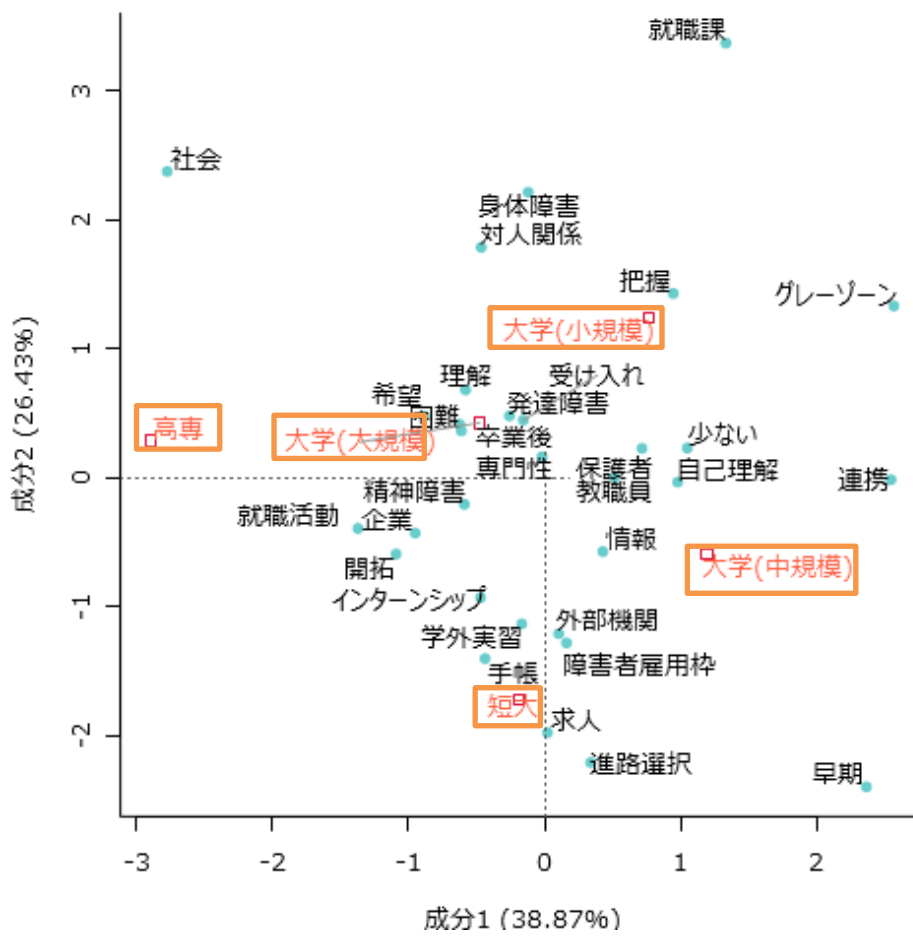
平成 28 年度でも、得られた回答数が少なく、また回答ごとに課題が分散しており特徴的な傾向は見られなかった。得られた回答には、発達障害について、障害学生に関する就労支援の困難さ、コミュニケーション能力の訓練や発達障害学生の増加等の課題が挙げられた。また、外部機関からの就労情報が欲しい等の外部機関との連携に関する課題や、学内の障害学生支援を専門とする支援員の配置や教職員の就労支援に関する知識やスキルアップ等の必要性が見受けられた。高等専門学校における「障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施」については、平成 27 年度実態調査では 16 校(28.0%)、平成 28 年度では 20 校(35.0%)の学校が実施している。増加傾向にはあるものの、大学や短期大学と比較すると実施率は低い。具体的な回答内容に挙げたような、学外機関の情報といった支援情報の入手等の段階で困難さを抱えている学校も見受けられる。加えて、回答校の中には高等専門学校での発達障害学生の増加についても触れられており、自由記述に回答を得られた学校以外に高等専門学校においても障害学生支援で多くの課題を抱えていることが推測される。

また、それぞれの学校種・学校規模における具体的な課題内容については、表 34、35 に特徴的な自由記述回答をまとめた。



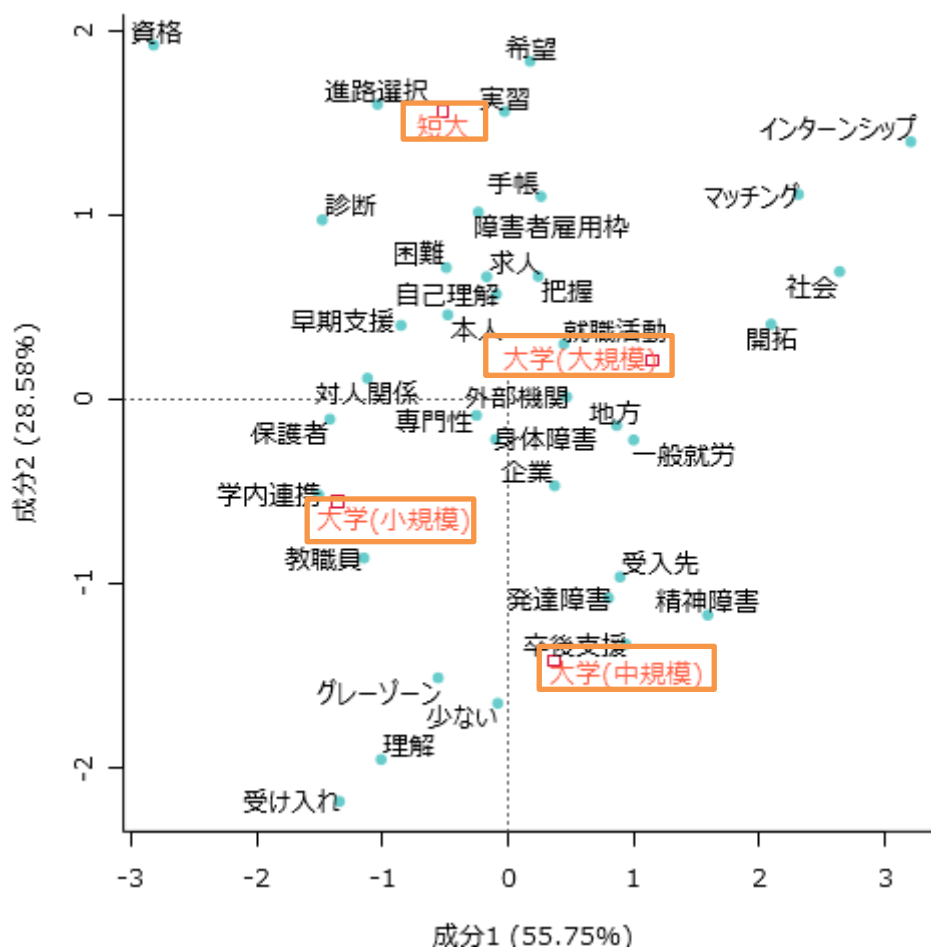
対応分析
累積寄与率 69.6%

図 137 平成 26 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題における
学校種・学校規模と自由記述内容の関係



対応分析
累積寄与率 65.3%

図 138 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題における
学校種・学校規模と自由記述内容の関係



対応分析
累積寄与率 84.56%

図 139 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題における
学校種・学校規模と自由記述内容の関係

対応分析では、語の相関関係が高いほど近くに布置される。したがって、学校種・学校規模ごとに近くに布置されている語を確認していくことで、学校種・学校規模ごとの課題を把握できる。

表 34 平成 27 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

🌈 大規模大学（在籍学生数が 5,000 人以上）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔企業の障害理解に関わる就労困難〕	特に発達障がい疑われる学生、発達障がいとされる学生の就職支援に関しては、採用先に相応な理解が無い限り、採用してもらうまで困難なばかりではなく、採用後に長く雇用してもらうのも困難なようである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害を抱えた学生の就労支援は、求人開拓の観点からも非常に難しいというのが現状です。特に「精神障害」の場合は、採用企業側の理解も十分ではなく、それゆえに採用に至らない傾向が高いです。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔障害学生の進路希望に応じた就職支援の難しさ〕	通常の健常学生のような就職先の選択が難しい場合でも、本人がそのような就職先を希望し、障害学生に開かれた就職先には希望しない場合のマッチング？支援方法は課題だと感じている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	一般就労を強く希望する障害学生への介入方法やタイミング(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
〔社会への啓発〕	就労にあたっては職場の理解が必要です。そのために、一般企業、官公庁、研究機関などへの啓発活動が必要となります。そのためにも、本学の障害者法定雇用率を常に達成させる努力をすることがまずあります。本学の社会的責任と思うからです。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	身体障がい学生については、就労までの道筋がある程度ついていますが、精神障がい、特に発達障がい学生については、難しい状況が続いている。卒業後の受け皿がない状況で、修学支援することは、学生にとっても希望が見えない。社会への働きかけに力を入れる必要があると思われる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

🌈 中規模大学（在籍学生数が 2,000～4,999 人）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔学内外で連携した早期支援の体制づくり〕	キャリア教育・就労支援を専門とする部署、専門スタッフが配置されていない。入学～卒業、就労までのキャリア支援、保護者支援(障害理解を含む)、外部機関との連携は、これを専門として行う組織・体制で取り組む必要がある。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)
	早期に診断治療を受けて医療機関とも連携している学生については、進路、就活についても本人に合わせた職種の選択、障害者枠の利用などをすすめていけるが、就活時になって障害の問題に直面してという場合には、そこから障害についての理解受容という心理教育が必要となる。早期対応・支援していく学内外と連携した体制づくりが課題です。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

🌈 小規模大学（在籍学生数が 2,000 人未満）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害学生に関する実態の把握困難〕	障害学生が、大学に求める支援について相談に来られた場合は対応可能であるが、相談に来られないと把握できないため対応ができないことが問題点である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	キャリアセンターでは、特に障害学生を把握していない。ウェルネスセンターやカウンセラーなどは、実態をある程度把握しているが、他の部署は(個人情報などの関係で)掴んでいないのが現状である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

🌈 短期大学

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害者手帳の有無による就労支援や進路選択の問題〕	障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)

	障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
--	---

表 35 平成 28 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

大規模大学 (在籍学生数が 5,000 人以上)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔インターンシップ等の受入先開拓〕	特に発達障がいや疑われる学生、発達障がいとされる学生の就職支援に関しては、採用先に相当な理解が無い限り、採用してもらうまで困難なばかりではなく、採用後に長く雇用してもらうのも困難なようである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障害を抱えた学生の就労支援は、求人開拓の観点からも非常に難しいというのが現状です。特に「精神障害」の場合は、採用企業側の理解も十分ではなく、それゆえに採用に至らない傾向が高いです。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔一般就労等の就職活動における困難さ〕	通常の健常学生のような就職先の選択が難しい場合でも、本人がそのような就職先を希望し、障害学生に開かれた就職先には希望しない場合のマッチング？支援方法は課題だと感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	一般就労を強く希望する障害学生への介入方法やタイミング(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)

中規模大学 (在籍学生数が 2,000～4,999 人)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔発達障害や精神障害学生の受入先の確保〕	精神障害及び発達障害をもつ学生の就職支援に関し、受入先は身体障害をもつ学生の受入先と比べ少ない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	精神障害や発達障害が疑われる学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。また、身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく感じている。(キャリア)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔発達障害学生への卒業後の支援の必要性〕	グレーゾーンと呼ばれる発達障害学生の中には、なんとかぎりぎり就職したものの、すぐに不適應を起こして退社してしまう傾向が見られます。そういった学生へは大学として支援が出来にくいいため、リワーク支援などの体制が充実していくことが必要かと思えます。また、地方では発達障害を適切に診断できる医師が不足しており、福祉サービスを受けるハードルが高いことも課題と感じております。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
	発達障害を抱える学生および発達障害が疑われる学生の卒業後のキャリア支援を受けられる機関が不足している。また、就職後の就労支援体制もまだまだ不十分である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

小規模大学 (在籍学生数が 2,000 人未満)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔進路選択における学内連携〕	キャリアサポートセンターとの連携による就労支援の充実化 ・障害特性による進路変更において、担当教員、担当課と共同の取り組み ・障害特性を理解した上での進路変更や就労について(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障害学生の場合、自己理解が不十分であり、一人では適職選びも困難である。こだわりが強い傾向にあり、第三者のアドバイスもあまり受け入れられないため、就労支援が難しい。学内カウンセラーや外部機関と連携を取りながらの支援が、今後の課題である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領無)
〔学内部署間の学生情報の共有〕	●部署間の連携・・・キャリアセンターでは障がいの者の採用枠での就職活動を希望する学生に対して、1対1の面談を核とした個別支援を行っている。支援対象学生の把握は、就職活動開始時に提出する登録カード(進路登録票)による、学生からの自己申告に頼っている状態である。部署間での学生情報(障がいの情報)共有は非常にデリケートな事案であり、慎重に進めていく必要があるが、支援が必要な学生全員に対して、就職活動の序盤からサポートを実現

	する、学生情報把握の枠組みが必要であると感じている。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領策定予定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害学生のキャリア形成支援(セルフマネジメントスキル向上のサポート等)の拡充 ・障害種別の同じ学生同士や卒業生との必要に応じた交流機会の促進 ・キャリア支援担当部署との学生情報の共有と連携した実践的支援の在り方(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

表 35 (つづき) 平成 28 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

 短期大学

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔資格に関する職種等への就職における困難〕	<p>障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)</p>
	<p>障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>

(4) 考察

障害学生に対する進路・就労・キャリア教育支援の課題に関して、①自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、②学校種・学校規模による課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査の回答から見えた特徴と今後の支援のあり方を検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

進路・就労・キャリア教育支援の課題について、複数のクラスターにわたり、発達障害学生に関わる課題が挙げられた。例年の実態調査において〈発達障害〉に関する記述が突出して多く、各学校の関心の高さが伺える。内容に関しては、〔障害学生や保護者の障害理解の困難〕が平成 26 年度から継続した課題として見られ、加えて平成 27 年度からは、就職活動時に障害が明らかになる等の〔発達障害学生や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難〕が比較的多く見られ、平成 28 年度ではさらに増加していた。これについては、就職活動時に発達障害やその疑いが明らかになるため、支援の介入が遅れることが指摘された。そのため、就職活動にかかる前段階で障害を検知し、障害学生の現状把握やそれに基づく授業やワークショップ等を通じた支援を行ない、就職準備を整えていく必要がある。また、学校側の〈困難〉として、発達障害学生に対して障害者雇用枠を奨めることへの躊躇や、障害者雇用枠を奨めるために当該の学生や保護者の障害理解を促すことの困難、精神障害者保健福祉手帳の取得といった壁があった。逆に、平成 28 年度分析で新たに採用された、手帳を持たない例や障害者雇用枠を利用しない等の理由から〈一般就労〉を目指す障害学生に対する支援や、障害者雇用枠の利用を希望していても、学生側の条件に合った障害者雇用枠が少ないことや発達障害者や精神障害者向けの求人が身体障害者に比較して少ないため、求人の開拓の難しさが挙げられた。ハローワークや障害者職業センター等の外部機関の利用や地域ネットワークによる他大学間での情報の共有等を通じた求人の開拓が望まれる。さらに、一般就労のみの求人を出している企業に対しても、障害学生の雇用への理解と啓発のために学校側からの積極的な働きかけが有効であるだろう。

障害学生の卒業後の進路に関して、進学を除く一般企業等への就職について、平成 26 年度は 1,061 人、平成 27 年度は 1,470 人、平成 28 年度は 1,953 人と増加している。しかし、該当年度卒業の障害学生全体の割合から見ると、就職率は平成 23 年度からあまり増加が見られない。毎年増え続ける障害学生に対して、学校が就職支援を行なうこと自体にも難しさがあるのではないかと考えられる。そのため、前述したような就労支援に関わる学外機関や、就職先である企業との連携、地域の他大学との情報共有等によって障害学生への就労支援を充実させていくことが就職率の向上に繋がるのではないだろうか。

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

進路・就労・キャリア教育支援の課題について、学校種・学校規模ごとに課題の傾向を整理した。大規模大学では、平成 26 年度及び平成 27 年度では〔社会への啓発〕といった社会への理

解啓発の役割が継続した課題として認識されていることが読み取れた。しかし、平成 28 年度では課題として示されなかった。また、中規模大学については、学内外での連携した早期支援が平成 27 年度まで継続的な課題であったが、平成 28 年度は卒後支援が課題となっている。学外機関との連携について具体的には、ハローワーク、地域の障害者就業・生活支援センター等の学外就労支援機関や主治医等の医療機関との情報共有が挙げられていた。また、卒後支援としては特に発達障害学生に関する就労定着支援やリワーク支援等について、外部就労機関への引継ぎが必要であるとの認識があった。障害学生への就職支援を行なうにあたり一つの学校だけでは不十分であることから、学内の連携体制の充実はもちろん、各種学外機関との連携した就職支援が望まれる。小規模大学においては、平成 26 年度では実習・進路、平成 27 年度は支援の申し出のない障害学生等の実態把握、平成 28 年度は前年度と関連して各部署での障害学生に関する情報共有が課題として挙げられていた。小規模大学では、教職員と学生の距離が近く一定の情報を管理できるというメリットが挙げられるが、デメリットとして教職員が兼務する体制のような場合に特定の教職員のみ情報が集約され、他部署へ情報がいかないため、各部署によって障害学生の把握・理解に差が生じてしまうケースが考えられる。短期大学においては、平成 26 年度では小規模大学と共通した課題を有していたが、平成 27 年度、平成 28 年度では独自の課題を持っていることが確認される。平成 27 年度の場合、自由記述に回答のあった短期大学 84 校中 25 校が障害者手帳の有無に関わる障害者雇用枠の利用や一般就労を行なう上での支援の課題に関して述べていた。平成 28 年度の場合は実習や進路選択が課題となっていることが見受けられる。すなわち、短期大学は、大学等と比較して在籍年数が少ないことから、入学直後から実習や進路の準備をしていく必要があるが、期間が短いため、早い時期からの障害者手帳の取得や一般就労を選択する際の支援等が重要な課題となるのではないかと考えられる。

4. 最後に

本分析では、体制整備状況に応じた修学支援に関する課題と、学校種・学校規模に応じた就職支援に関する課題を把握することができた。また、平成 26 年度実態調査の分析結果と比較し、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における修学支援、就職支援それぞれの課題の特徴を考察した。より適切で効果的な支援を実施するために、課題の傾向を踏まえ、学校種・学校規模や支援体制等に着目した支援の検討が望まれる。

平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査の自由記述分析にあたり、平成 26 年度調査結果との差異を見出すことが難しい面もあった。修学支援に関する課題としては、「障害者差別解消法」に関連する記述が平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果の特徴として見られたが、全体的な課題傾向としては、修学支援、就職支援ともに大きな変化は見受けられなかった。今後は、自由記述式の設問内容を見直し、より現在の課題に即したものにしていく必要があると考えられる。また、平成 26 年度実態調査の分析においても課題とされている、高等専門学校に関しても課題の把握と検討を行なう必要がある。

参考文献

樋口耕一(2014). 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展と目指して—. ナカニシヤ出版.

日本学生支援機構(2017). 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成 17 年度(2005 年度)～平成 26 年度(2014 年度)).